

五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画

附属資料

「起きてはならない最悪の事態
(リスクシナリオ)」ごとの対応方策

別紙 五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画に関する主な事業(中泊町)

令和3年3月

中泊町

目 次

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
1 人命の保護が最大限図られること		
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	13
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水	19
1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生	27
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	33
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	35
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	39
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	47
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	51
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	57
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足	61
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	65
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	71
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	73
3-2	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	79
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	81
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	85
4-3	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止	89
4-4	食料等の安定供給の停滞	91

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	95
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	99
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	101
5-4	地域交通ネットワークが分断する事態	103
6 重大な二次災害を発生させないこと		
6-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	107
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	109
6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	111
6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	115
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	117
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	119
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	123
7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	125

別紙 五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画に関する主な事業（中泊町）

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】			
1	<住宅の耐震化> 町民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事等への補助や有利な融資制度の周知に努めている。		平成28年3月時点の住宅の耐震化率は42.4%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
2	<大規模建築物・特定建築物の耐震化> 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性を向上させることにより、建物の倒壊等による利用者への被害拡大を防ぐため、特に耐震診断が義務化された民家所有の大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。		平成28年3月時点の大規模建築物等の耐震化率は72.7%であり、依然、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
3	<公営住宅の耐震化・老朽化対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。		平成31年3月末時点の公営住宅の耐震化率は88.7%となっていることから、引き続き、耐震化を推進するとともに、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する必要がある。
4	<医療施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、医療施設の耐震化の確認、推進をしている。	初掲	災害発生時に機能不全に陥らないよう、耐震化を推進していく。また建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施していく必要がある。
5	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を実施・推進している。	初掲	耐震化基準を満たしていない施設等を把握する必要がある。
6	<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館等の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策（更新、解体等）に取り組んでいる。		耐震基準を満たしていない施設があることに加え、経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策を含めた耐震化や老朽化対策が必要である。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、空き家対策、地域防災力の向上を図る					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等へ補助等を実施する。 また、町民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、町民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	県 町	○住宅の耐震化率 42.4% (H28) →95.0% (H32)	環境整備課	
○	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、県と連携を図りながら、国の防災・安全交付金等を活用し、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震改修工事等へ補助を検討する。 また、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	県 町	○特定建築物の耐震化率 72.7% (H28) →95.0% (H32)	環境整備課	
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する。	町	○町営住宅の長寿命化計画による新規建設戸数 30棟60戸 (H26~R02)	環境整備課	
	引き続き、耐震化基準の推進と建築物・設備の老朽化対策を県と連携し、計画的に推進していく。	県 町 施設管理者等		町民課	
	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、耐震改修や改築、老朽化対策の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等		福祉課	
○	公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し老朽改修などを実施する。 公民館については、利用者の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、耐震化及び老朽化対策（更新、解体等）を実施する。	町	中泊町立小中学校の耐震化率（校舎部分） 83.3%【R2】→100%【R4】	総務学務課	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><こども園私立学校の耐震化> 幼児、生徒等の学習・生活の場である私立施設の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。</p>		認定こども園施設の耐震化が必要となっている。
8	<p><建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、県等関係機関等の協力を得て対応することとしている。</p>		円滑に判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。
9	<p><ブロック塀等の安全対策> 町が管理する施設、学校施設、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検等を実施おり、安全性に問題のある施設については、撤去や改修を進めているほか、社会福祉施設等の施設については、安全対策を働きかけている。</p>		学校施設については、安全対策等が必要なブロック塀等の全撤去。
10	<p><学校施設等の非構造部材の耐震化> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進する。</p>		耐震基準を満たしていない施設があることに加え、経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策を含めた耐震化や老朽化対策が必要である。
11	<p><文化財の防災対策の推進> 地震発生時の倒壊等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を検討している。</p>		文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策等を推進していく必要がある。
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】			
12	<p><公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。</p>	初掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。
13	<p><役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。</p>	初掲	本庁舎の建設がH29、小泊支所がH2年であり、耐震化は確保されているが、小泊支所は30年を経過していることから今後老朽化対策を検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	私立施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化や改築、老朽化対策を促進する。	県 社会福祉等		福祉課	
○	円滑に判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。	県 町		環境整備課	
	安全点検等において問題が認められた学校施設に対して安全対策工事等を実施する他、社会福祉施設等のブロック塀等で問題の認められる施設に対し安全対策を促すなどブロック塀等の安全対策を進める。	県 町	安全対策等が必要なブロック塀等の全撤去	総務学務課 福祉課	
	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、建築士等の有資格者による専門的・技術的な点検を実施する。 また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、耐震対策工事等を実施する。	県 町	吊り天井の落下防止対策100%	総務学務課	
	県と連携し、文化財の調査等により保存管理状況の把握に努め、保存施設（施設管理者）や文化財所有者等へ耐震対策や防災設備の整備を推進・支援する。	県 町		社会教育課	
	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を継続して開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町		財政課ほか 各施設所管課	
	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	町	本庁舎H 2 9建設 小泊支所H 2建設	総務課	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
14	<p><港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策について協力している。</p>	初掲	<p>漁港については、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施するほか、日常点検を着実に実施するなど、施設の維持管理をより効率的かつ効果的に実施する必要がある。</p>
15	<p><ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。</p>	初掲	<p>農業水利施設の多くは、老朽化による機能低下が進んでいる。農家の減少、高齢化といった施設管理に体制に弱体化の傾向があり維持管理が課題となっている。</p>
道路施設の防災対策			
16	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	初掲	<p>多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
17	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	初掲	<p>緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
18	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	初掲	<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。</p>
【空き家対策】			
19	<p><空き家対策></p> <p>大規模災害等による空き家の倒壊等を防止するため、空き家等の対策の推進に関する条例を制定するなど、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。</p>		<p>大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから、倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促す必要がある。</p> <p>また、町内の空き家数に対して、空き家バンクの登録件数が少なく、実態が不明な空き家も存在するため、利活用を進め、危険家屋化を抑制する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策の連携を図る。	県 町		水産商工観光課	
	青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	県 町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		環境整備課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	
○	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、県と連携し、空き家の実態調査、空き家等対策計画の策定、空き家の適正管理や利活用を促進するためのサポート体制構築などを行う。	県 町	H 2 8 空き家等対策計画を策定 R 2 更新予定 (仮称) 空き家活用促進事業 実施実績1件	総務課 総合戦略課	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防火対策・消防力強化】			
20	<p><防火対策></p> <p>防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施しているほか、住民や事業所等を対象とした防火教室等を開催している。</p> <p>また、住宅用火災警報器の設置を推進している。</p>		<p>火災件数及び火災による死者数を減少させるため、引き続き、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p>
21	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部及び各消防署は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部及び各消防署の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	初掲	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
22	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	初掲	<p>消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
【避難所の指定・確保】			
23	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	初掲	<p>令和2年9月現在で指定緊急避難場所は68カ所、指定緊急避難所は44カ所となっており、災害種別により避難場所や避難所が遠方となる地区がある。</p>
24	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p>	初掲	<p>H28に町内福祉施設と協定を結んでおり、町内の福祉施設運営事業者の参画により、福祉避難所は確保しているもののそれぞれの施設に受入れ可能人数の上限が設定されている。</p> <p>大規模な水害等が発生し多数の福祉施設が被災した場合、町単体で考えると、避難者の受入れができない場合が想定されるため、施設数や収容人数の確認・更新が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災が予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県 消防本部 町		総務課	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		総務課	○
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		総務課	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き指定避難所及び指定緊急避難場所の指定・確保を進める。	町	指定緊急避難場所 R 2→6 8 カ所 指定緊急避難所 R 2→4 4 カ所	総務課	○
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組むとともに広域圏における避難所確保に向けた取組を進める。	町	H 2 8 に協定締結 施設数 2 4 施設 収容人数 2 1 5	総務課 福祉課	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
25	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>県が作成する地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」をもとに、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	初掲	<p>災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策と危険箇所の情報を県と共有する必要がある。</p> <p>また、災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。</p>
26	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	初掲	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p> <p>また、各施設周辺の災害可能性等について研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>
【避難行動支援】			
27	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	初掲	<p>平成28年に名簿を作成して以来更新されておらず、対象者の把握と情報更新に非常に時間がかかるため、作業の一元化が必要である。</p>
28	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を検討している。</p>	初掲	<p>個別計画は策定されていないため、避難行動要支援者名簿の更新とともに、個別計画の策定を進めてく必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
29	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時に地域住民がもつコミュニティカを活用し、自助・共助による地域の被害を防止・軽減できるよう、自主防災組織の設立を促進し、地域の防災力強化を図っている。</p>	初掲	<p>R2.4月時点で中泊町の組織活動カバー率は15.6%と県内ワースト3位で非常に低い数字となっているため、さらなる自主防災組織の設立を促進する必要がある。</p>
30	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練や研修会、講演会を通じて啓発を行っている。</p>	初掲	<p>住民の自主防災に対する「関心」、行政が行える範囲での防災への「理解」が不足しているのが現状。早期避難の重要性について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	引き続き、県と連携・情報共有を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する。	県 町		総務課	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者が避難計画を具体的に進められるよう指導・助言する。	県 町 事業者	○岩木川浸水想定区域内要配慮者利用施設の計画作成状況 1 0 施設中→2 施設作成 ○土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設の計画作成状況 2 施設中→0 施設作成 ○学校の避難計画策定率100%	総務課 福祉課 総務学務課	
○	関係課や民生委員、福祉関係機関と連携を取り、登録情報の確認、更新を行い、情報を一元管理できる体制の構築を行う。	町	H 2 8 に作成（更新なし）	総務課 福祉課 町民課	
	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を進めるため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定を行う。	町		福祉課	
○	自助・共助の地域コミュニティの重要性を理解してもらうため、地域住民向けの研修会や講演会を実施する。	県 町	自主防災組織活動カバー率 R 2 . 4 時点 1 5 . 6 %	総務課	
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら各種講演会や出前講座を活用し、防災意識の啓発を図る。 また、広報や防災訓練等の他、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	H 3 0 研修会等 4 回 R 1 研修会等 2 回 防災訓練 1 回 講演会等 1 回	総務課 小泊支所	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
31	<p>< 防災訓練の推進 ></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、防災訓練や演習（ワークショップ）形式で図上訓練等を実施している。</p>	初掲	<p>現状、訓練への参加率が低く高齢者が多数を占めている。地域内の連携が必要であるため、若者の参加率向上が課題となっている。</p> <p>また、防災訓練等が不定期であることから、定期的にも実施できる体制づくりが必要である。</p>
32	<p>< 地区防災計画策定の推進 ></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。</p>	初掲	<p>各地区に見合った実効性の高い防災計画が必要であるが、策定率が0となっている。計画内容が細かく、高齢化が進む各地区において独自で作成するのは非常に困難となっている。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県 町	H30 研修会等4回 R1 研修会等2回 防災訓練1回 講演会等1回	総務課	○
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、県・国の作成例を元に作成手順の簡略化を行い、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の町地域防災計画への規定についても進める。	県 町 自主防災 組織		総務課	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【津波防災施設の整備】			
1	<p><津波防災施設の整備></p> <p>津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林の整備が進められている。</p> <p>また、津波等による被害から海岸を防護するため、堤防や護岸などの海岸保全施設の老朽化対策が進められている。</p>		防潮堤等の整備が一部にとどまっているほか、整備後かなり経過し、機能の低下がみられる。
【警戒避難体制の整備】			
2	<p><津波ハザードマップ及び津波避難計画の改訂></p> <p>津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づく防災マップを作成するとともに、津波避難計画を策定している。</p>		公表されている津波浸水想定区域の更新に合わせて、地域の実情を勘案したマップや津波避難計画の更新が必要となる。
3	<p><漁船避難ルールづくりの促進></p> <p>津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。</p>		津波発生時の漁船避難ルールが策定されていないことから、漁船が冲出し避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。
【避難所の指定・確保】			
4	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1 再掲	令和2年9月現在で指定緊急避難場所は68カ所、指定緊急避難所は44カ所となっており、災害種別により避難場所や避難所が遠方となる地区がある。
5	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p>	1-1 再掲	<p>H28に町内福祉施設と協定を結んでおり、町内の福祉施設運営事業者の参画により、福祉避難所は確保しているもののそれぞれの施設に受入れ可能人数の上限が設定されている。</p> <p>大規模な水害等が発生し多数の福祉施設が被災した場合、町単体で考えると、避難者の受入れができない場合が想定されるため、施設数や収容人数の確認・更新が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、避難行動要支援者の支援体制の強化、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる住民の防災意識の向上を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	現在の施設の状況を踏まえ、国や県と協議し、防潮堤や海岸防災林等の整備・老朽化対策を要望・推進する。	県 町		水産商工観光課	
○	大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を確保するため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、防災マップ及び津波避難計画を改定し、周知・活用をする。	町	H26 作成 H27 更新	総務課	
○	漁業者による自主的なルール作りが進むよう、津波予測に基づく指導・助言等、県が実施する取組に引き続き協力をしていく。	県 町 漁協		水産商工観光課	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き指定避難所及び指定緊急避難場所の指定・確保を進める。	町	指定緊急避難場所 R2→68カ所 指定緊急避難所 R2→44カ所	総務課	○
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組むとともに広域圏における避難所確保に向けた取組みを進める。	町	H28に協定締結 施設数24施設 収容人数215	総務課 福祉課	

リスクシナリオ			
1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】			
6	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>県が作成する地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」をもとに、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策と危険箇所の情報を県と共有する必要がある。</p> <p>また、災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。</p>
7	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>町立小・中学校においては避難計画策定済。</p>
【避難行動支援】			
8	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	1-1 より 再掲	<p>平成28年に名簿を作成して以来更新されておらず、対象者の把握と情報更新に非常に時間がかかるため、作業の一元化が必要である。</p>
9	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を検討している。</p>	1-1 より 再掲	<p>個別計画は策定されていないため、避難行動要支援者名簿の更新とともに、個別計画の策定を進めてく必要がある。</p>
【消防力の強化】			
10	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	引き続き、県と連携・情報共有を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する。	県 町 漁協		総務課	
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	県 町 事業者	避難計画策定率及び避難訓練実施率 100%	福祉課 総務学務課	
○	関係課や民生委員、福祉関係機関と連携を取り、登録情報の確認、更新を行い、情報を一元管理できる体制の構築を行う。	町	H28に作成（更新なし）	総務課	
	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を進めるため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定を行う。	町		福祉課	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		総務課	○

リスクシナリオ			
1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
11	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保のため、機能別団員制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	1-1 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
12	<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。</p>		平成25年5月に「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」は策定済みであるが、他の災害についても消防団員の安全確保のため同様に作成する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
13	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各地域に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>	1-1 再掲	R 2. 4月時点で中泊町の組織活動カバー率は15.6%と県内ワースト3位で非常に低い数字となっているため、さらなる自主防災組織の設立を促進する必要がある。
14	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練や研修会、講演会を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 再掲	住民の自主防災に対する「関心」、行政が行える範囲での防災への「理解」が不足しているのが現状。早期避難の重要性について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
15	<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、防災訓練や演習（ワークショップ）形式で図上訓練等を実施している。</p>	1-1 再掲	高齢化が進んでおり、参加率が低く高齢者が多数を占める。地域間の連携が必要であるため、若者の参加率向上が課題となっている。
			また、防災訓練等が不定期であることから、定期的に実施できる体制づくりが必要である。
16	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。</p>	1-1 再掲	各地区に見合った実効性の高い防災計画が必要であるが、策定率が0となっている。計画内容が細かく、高齢化が進む各地区において独自で作成するのは非常に困難となっている。
【津波防災地域づくりの推進】			
17	<p><津波防災地域づくりの推進></p> <p>国、県及び市町村連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。</p>		津波浸水想定エリアなど、津波災害のリスクの高い地域に依然として多くの人が生活している状況を是正していくため、津波防災地域づくりを推進していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	引き続き、地域の实情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		総務課	
○	災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を推進する。	町		総務課	
○	自助・共助の地域コミュニティの重要性を理解してもらうため、地域住民向けの研修会や講演会を実施する。	県 町	自主防災組織活動カバー率 R 2. 4時点 15. 6%	総務課	
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら各種講演会や出前講座を活用し、防災意識の啓発を図る。 また、広報や防災訓練等の他、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町 消防本部	H 3 0 研修会等 4 回 R 1 研修会等 2 回 防災訓練 1 回 講演会等 1 回	総務課 小泊支所	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県 町	H 3 0 研修会等 4 回 R 1 研修会等 2 回 防災訓練 1 回 講演会等 1 回	総務課	○
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、県・国の作成例を元に作成手順の簡略化を行い、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の町地域防災計画への規定についても進める。	県 町		総務課	
	津波に関して新たな知見が得られた場合は、津波シミュレーション等により再度検討し、必要に応じて津波浸水想定を見直す。 津波災害警戒区域の指定のため、必要な調査を実施し、県・関係市町村と協議の上、指定を進める。	県 町	H 2 7 ハザードマップ作成	総務課	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】			
1	<河川改修等の治水対策> 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を行っている。		河川整備率が低いことから、計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修及び河道掘削等の対策を進める必要がある。
【河川・ダム施設等の防災対策】			
2	<内水危険箇所の被害防止対策> 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、雨水管渠や排水施設の維持管理を行っている。		内水による家屋の浸水被害を解消に向けて促進していく必要がある。
3	<ため池・調整池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、町及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。	初掲	ため池施設の多くは、老朽化による機能低下が進んでいるため、施設の損壊、機能不全を防止するため計画的に点検、改修をする必要がある。
4	<農業水利施設の防災対策・老朽化対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。		整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。
【警戒避難体制の整備】			
5	<洪水ハザードマップの作成> 洪水発生時における住民等の迅速な非難を確保し、被害軽減を図るため、浸水被害想定調査に基づく、洪水ハザードマップを作成・更新・公表している。		国、県が指定し、公表した洪水予報河川及び水位周知河川については作成を進めているが、町内には指定・公表されていない河川が数多くあるため、法改正による洪水浸水想定区域の指定・公表に合わせて当該区域の洪水ハザードマップを作成する必要がある。
6	<内水ハザードマップの作成> 内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップの作成を検討している。		内水ハザードマップが未整備であり、住民の避難体制等を強化し、市街地等の浸水による水害を未然に防止するためには、内水ハザードマップの作成を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設・ため池等の防災対策の推進、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる防災意識の向上等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計画的かつ効率的に河川改修等を実施する。	県 町		環境整備課	
○	内水による被害防止に向けて、国の防災・安全交付金等の活用を検討しながら、浸水対策事業に取り組む。	町		環境整備課	
	町及び土地改良区等が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。	町	防災重点ため池 N = 15	農政課	
	老朽化した農業用排水路等について、機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 町		農政課	
○	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを改訂し、住民等に配布・周知する。	町	R2 総合ハザードマップ作成	総務課	
○	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを作成し、住民等に配布・周知する。	町	内水ハザードマップ未作成	総務課	

リスクシナリオ			
1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><避難指示等発令体制の整備></p> <p>洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。</p>		<p>水災害に備え、避難指示等を発令するタイミングを的確に判断できるよう、出水時に防災関係機関からの水位到達情報等の通知を適切に活用していく必要がある。</p>
8	<p><避難指示等の発令基準の見直し></p> <p>町から住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難指示等発令基準を策定している。</p>		<p>災害種別ごとの発令基準は定めているが、今後も新ガイドラインに合わせて、県の研修会を活用し更新していく必要がある。</p>
9	<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	初掲	<p>避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高い伝達手段を組み合わせる必要がある。</p>
10	<p><県・町・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	初掲	<p>災害発生時の情報伝達を実施するために、設備の適切な保守管理と通信を行う職員が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】			
11	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1 再掲	<p>令和2年9月現在で指定緊急避難場所は68カ所、指定緊急避難所は44カ所となっており、災害種別により避難場所や避難所が遠方となる地区がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	<p>災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。</p> <p>また、洪水災害に備え、円滑に避難指示等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定やホットライン（緊急時の直通電話）の構築を進める。</p>	県 町	避難警報発令マニュアルを作成済み ※河川のタイムライン記載	総務課	
○	<p>国のガイドラインの改訂等があった場合は、地域特性を踏まえ、避難指示等の発令基準の見直しを行う。</p>	町		総務課	
	<p>さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難指示等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。</p> <p>また、災害時のアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県 町		総務課	
○	<p>災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県 町		総務課	
○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き指定避難所及び指定緊急避難場所の指定・確保を進める。</p>	町	指定緊急避難場所 R2→68カ所 指定緊急避難所 R2→44カ所	総務課	

リスクシナリオ			
1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
12	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>H 2 8 に町内福祉施設と協定を結んでおり、町内の福祉施設運営事業者の参画により、福祉避難所は確保しているもののそれぞれの施設に受入れ可能人数の上限が設定されている。</p> <p>大規模な水害等が発生し多数の福祉施設が被災した場合、町単体で考えると、避難者の受入れができない場合が想定されるため、施設数や収容人数の確認・更新が必要である。</p>
13	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>県が作成する地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」をもとに、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策と危険箇所の情報を県と共有する必要がある。</p> <p>また、災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。</p>
14	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 より 再掲	町立小・中学校においては避難計画策定済。
【避難行動支援】			
15	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	1-1 より 再掲	平成 2 8 年に名簿を作成して以来更新されておらず、対象者の把握と情報更新に非常に時間がかかるため、作業の一元化が必要である。
16	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を検討している。</p>	1-1 より 再掲	個別計画は策定されていないため、避難行動要支援者名簿の更新とともに、個別計画の策定を進めてく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組むとともに広域圏における避難所確保に向けた取組みを進める。	町	H28に協定締結 施設数24施設 収容人数215	総務課 福祉課	
○	引き続き、県と連携・情報共有を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する。	県 町		総務課	
	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めよう指導・助言する。	県 町 事業者	避難計画策定率及び避難訓練実施率 100%	福祉課 総務学務課	
○	関係課や民生委員、福祉関係機関と連携を取り、登録情報の確認、更新を行い、情報を一元管理できる体制の構築を行う。	町	H28に作成（更新なし）	総務課 福祉課 町民課	
	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を進めるため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定を行う。	町		福祉課	

リスクシナリオ			
1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【消防力の強化】			
17	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
18	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
19	<p><水防災意識社会再構築ビジョンの取組></p> <p>岩木川等の一級水系において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え避難行動・水防活動や「洪水お知らせメール」サービスなど災害情報等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。</p>		一級河川のみならず、県管理河川の二級河川においても減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていく必要がある。
20	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練や研修会、講演会を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 再掲	住民の自主防災に対する「関心」、行政が行える範囲での防災への「理解」が不足しているのが現状。早期避難の重要性について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
21	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。</p>	1-1 再掲	各地区に見合った実効性の高い防災計画が必要であるが、策定率が0となっている。計画内容が細かく、高齢化が進む各地区において独自で作成するのは非常に困難となっている。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		総務課	○
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		総務課	
	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に進めるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県が管理する二級河川に拡大し、新たに「減災対策協議会」を設立して対策を推進する。	国 県 町	岩木川減災対策協議会 大規模氾濫減災対策協議会	総務課	
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら各種講演会や出前講座を活用し、防災意識の啓発を図る。 また、広報や防災訓練等の他、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	H30 研修会等4回 R1 研修会等2回 防災訓練1回 講演会等1回	総務課 小泊支所	
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、県・国の作成例を元に作成手順の簡略化を行い、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の町地域防災計画への規定についても進める。	県 町		総務課	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】			
1	<土砂災害ハザードマップの作成・公表> 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。		土砂災害ハザードマップは全ての市町村において作成されているが、平時から、災害発生時における警戒避難につながる態勢を構築する必要があることから、土砂災害警戒区域や避難場所等を住民に周知する必要がある。
2	<避難指示等発令及び自主避難のための情報提供> 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。		的確な対象地域の識別や避難警報発令が必要である。
【農山村地域における防災対策】			
3	<農山村地域における防災対策> 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	初掲	・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。 ・町の農地においては、概ね湛水防除事業が実施されており、排水機等の主要施設はほぼ整備されているが、その一部は老朽化対策が必要な箇所が見られる。
4	<ため池・調整池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、町及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。	1-3 再掲	ため池施設の多くは、老朽化による機能低下が進んでいるため、施設の損壊、機能不全を防止するため計画的に点検、改修をする必要がある。
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】			
5	<十和田の警戒避難体制の整備> 平成28年12月に常時観測火山に追加された十和田について、警戒避難体制を整備するため、平成25年9月に設置した十和田防災協議会において、火山シナリオ、火山ハザードマップの作成を進めている。		警戒避難体制を整備するため、その前提となる噴火シナリオや火山ハザードマップの作成が必要である。
【避難場所の指定・確保】			
6	<指定緊急避難所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	1-1 再掲	令和2年9月現在で指定緊急避難場所は68カ所、指定緊急避難所は44カ所となっており、災害種別により避難場所や避難所が遠方となる地区がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備を推進するとともに、ハザードマップによる住民の防災意識の向上等を図る。					
重点項目	対策方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	引き続き市町村において土砂災害ハザードマップの修正等について、助言等を行うとともに住民に対する、土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	県 町	R 2 土砂災害ハザードマップ更新・公表	総務課 環境整備課	
○	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、事務の整理を行い、避難指示等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直す。	町		総務課	
○	畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、排水機等主要施設の更新や農用地整備等、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	国 県 町		農政課	
	町及び土地改良区等が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。	町	防災重点ため池 N = 1 5	農政課	
	作成を進めている噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ具体的な防災対応等について検討し、関係機関と連携して防災対策の強化を図っていく。	国 県 町	H 3 0 十和田火山協議会加入	総務課	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き指定避難所及び指定緊急避難場所の指定・確保を進める。	町	指定緊急避難場所 R 2 → 6 8 カ所 指定緊急避難所 R 2 → 4 4 カ所	総務課	○

リスクシナリオ			
1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p>	1-1 再掲	<p>H28に町内福祉施設と協定を結んでおり、町内の福祉施設運営事業者の参画により、福祉避難所は確保しているもののそれぞれの施設に受入れ可能人数の上限が設定されている。</p> <p>大規模な水害等が発生し多数の福祉施設が被災した場合、町単体で考えると、避難者の受入れができない場合が想定されるため、施設数や収容人数の確認・更新が必要である。</p>
8	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>県が作成する地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」をもとにし、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 再掲	<p>災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策と危険箇所の情報を県と共有する必要がある。</p> <p>また、災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。</p>
9	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 再掲	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p> <p>また、各施設周辺の災害可能性等について研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>
10	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設におけるWi-Fiサービスの推進。</p>	初掲	<p>Wi-Fi環境が依然として不十分であり、災害発生時の情報収集に難がある。また観光客や外国語による情報発信の充実を図る必要がある。</p>
【避難行動支援】			
11	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	1-1 再掲	<p>平成28年に名簿を作成して以来更新されておらず、対象者の把握と情報更新に非常に時間がかかるため、作業の一元化が必要である。</p>
12	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を検討している。</p>	1-1 再掲	<p>個別計画は策定されていないため、避難行動要支援者名簿の更新とともに、個別計画の策定を進めていく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組むとともに広域圏における避難所確保に向けた取組みを進める。	町	H28に協定締結 施設数24施設 収容人数215	総務課 福祉課	
○	引き続き、県と連携・情報共有を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する。	県 町		総務課	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者が避難計画を具体的に進められるよう指導・助言する。	県 町 事業者	○岩木川浸水想定区域内要配慮者利用施設の計画作成状況 10施設中→2施設作成 ○土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設の計画作成状況 2施設中→0施設作成 ○学校の避難計画策定率100%	総務課 福祉課 総務学務課	
	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町	Wi-Fi環境 本庁舎 小泊支所（一部）	総務課	
○	関係課や民生委員、福祉関係機関と連携を取り、登録情報の確認、更新を行い、情報を一元管理できる体制の構築を行う。	町	H28に作成（更新なし）	総務課 福祉課 町民課	
	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を進めるため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定を行う。	町		福祉課	

リスクシナリオ			
1 - 4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【消防力の強化】			
13	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
14	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保のため、機能別団員制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	1-1 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
15	<p><土砂災害に対する防災意識の啓発></p> <p>土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、県と連携を図りながら、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、防災教室の開催やハザードマップに基づく避難訓練等を実施している。</p>		土砂災害の危険地区が認識されていないなど、土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことから、普及啓発活動を継続・強化していく必要がある。
16	<p><火山に対する防災意識の啓発></p> <p>火山に対する住民や登山者等の防災意識の向上を図るため、関係機関からなる火山防災協議会において、火山現象による影響範囲や避難所の位置を示した「火山防災マップ」の作成に必要な検討を行っている。</p>		火山に対する防災意識が低い状況であることから、関係機関と連携して防災普及体制を構築の上、住民に対する普及啓発を実施していく必要がある。
17	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時に地域住民がもつコミュニティカを活用し、自助・共助による地域の被害を防止・軽減できるよう、自主防災組織の設立を促進し、地域の防災力強化を図っている。</p>	1-1 再掲	R 2. 4月時点で中泊町の組織活動カバー率は15.6%と県内ワースト3位で非常に低い数字となっているため、さらなる自主防災組織の設立を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		総務課	○
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		総務課	
○	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙やホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。	町	R 2 土砂災害ハザードマップ更新・公表	総務課	
	引き続き、県と連携を図りながら、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップ等を活用し、住民等に防災情報を周知する。	町		総務課	
○	自助・共助の地域コミュニティの重要性を理解してもらうため、地域住民向けの研修会や講演会を実施する。	県 町	自主防災組織活動カバー率 R 2. 4時点 15.6%	総務課	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防雪施設の整備】			
1	<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。		新たに防雪施設を整備すべき箇所、老朽化が進み再整備すべき施設もあることから、暴風により道路等の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵などの防雪施設の整備を進める必要がある。
【道路交通の確保】			
2	<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪協力業者等の確保に努め、効率的な除雪を実施している。		近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、国・県・市町村との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。
【代替交通手段の確保】			
3	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有の検討を図っている。	初掲	災害発生時に道路が通行困難となった場合に、円滑に代替交通手段が確保されるよう、町内事業者と情報共有を図る必要がある。
【情報通信の確保】			
4	<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設におけるWi-Fiサービスの推進。	1-4 再掲	Wi-Fi環境が依然として不十分であり、災害発生時の情報収集に難がある。また観光客や外国語による情報発信の充実を図る必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
5	<冬季の防災意識の啓発> 豪雪災害等に対する防災意識の向上及び、雪下ろし事故の防止を図るための対策を検討する。		雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性についても、周知を図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、防雪施設の整備や除排雪体制の強化や、代替え交通手段の確保を推進するとともに、広報・ホームページによる冬季の防災意識の啓発を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、県と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	
○	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、引き続き除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。	国 県 町		環境整備課	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町		総務課	
	災害発生時委おける情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町	Wi-Fi環境 本庁舎 小泊支所（一部）	総務課	
	住民への広報・ホームページ等による注意喚起や情報提供を実施する。	町		総務課	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】			
1	<p>< 県・町・防災関係機関における情報伝達 ></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	1-3 再掲	<p>設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【住民等への情報伝達の強化】			
2	<p>< 住民等への情報伝達手段の多様化 ></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、公用車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	1-3 再掲	<p>多様な伝達手段を組み合わせる必要がある。また既存の手段についてはさらなる迅速化・確実化を進めていく必要がある。</p>
3	<p>< 情報通信利用環境の強化 ></p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設におけるWi-Fiサービスの推進。</p>	1-4 再掲	<p>Wi-Fi環境が依然として不十分であり、災害発生時の情報収集に難がある。また環境脚や外国語による情報発信の充実を図る必要がある。</p>
4	<p>< 障害者等に対する避難情報伝達 ></p> <p>障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、ホームページにより、災害情報メールへの登録方法等を周知している。</p>		<p>障害者等の要援護者、障害の程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障害者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織などが要援護者の自宅を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要がある。</p>
5	<p>< 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 ></p> <p>外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、町が管理する施設におけるWi-Fiサービスの推進している。</p>	初掲	<p>Wi-Fi環境が依然として不十分であり、災害発生時の情報収集に難がある。また観光客や外国語による情報発信の充実を図る必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供手段の強化を推進するとともに、住民の防災意識の向上や防災教育の推進等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町	複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 非常通信訓練2回(毎年) Lアラート操作訓練毎月1回	総務課	
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 町		総務課	
	災害発生時委における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町	Wi-Fi環境 本庁舎 小泊支所(一部)	総務課	
○	障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、引き続き、防災情報メールの周知を行うほか、避難情報が確実に伝わるよう伝達手段や体制について検討する。	町		総務課	
	災害発生時委における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。また、多言語による情報の発信について検討する。	町	Wi-Fi環境 本庁舎 小泊支所(一部)	総務課	

リスクシナリオ			
1 - 6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
6	<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練や研修会、講演会を通じて啓発を行っている。	1-1 再掲	住民の自主防災に対する「関心」、行政が行える範囲での防災への「理解」が不足しているのが現状。早期避難の重要性について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
7	<防災情報の入手に関する普及啓発> 災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、研修会や説明会、広報等を通じて普及啓発を行っている。		大規模停電発生時等においても住民が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。
8	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	1-1 再掲	各地区に見合った実効性の高い防災計画が必要であるが、策定率が0となっている。計画内容が細かく、高齢化が進む各地区において独自で作成するのは非常に困難となっている。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】			
9	<防災教育の推進> 児童生徒の防災意識を育成するため、防災施設見学や、パンフレットの配布、防災教室の実施を行っている。		災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。
10	<学校防災体制の確立> 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。		町立小・中学校においては避難計画策定済。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら各種講演会や出前講座を活用し、防災意識の啓発を図る。 また、広報や防災訓練等の他、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	H30 研修会等4回 R1 研修会等2回 防災訓練1回 講演会等1回	総務課 小泊支所	
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 また、引き続き、広報やホームページ、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町		総務課	
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、県・国の作成例を元に作成手順の簡略化を行い、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の町地域防災計画への規定についても進める。	県 町 自主防災 組織		総務課	
○	各学校において、適切な防災教育が実施されるよう、防災関係機関等の出前講座を活用した普及啓発活動の充実を図る。	町	避難計画策定率及び避難訓練実施率 100%	総務課 総務学務課	
	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	町	避難計画策定率及び避難訓練実施率 100%	総務学務課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】			
1	<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、倉庫や空きスペースを活用しに備蓄を進めている。</p> <p>また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び町では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分（最低1日分）の食料・飲料水を備蓄するよう啓発している。</p>	初掲	<p>災害発生時における支援物資の供給に関する協定を○数締結しているが、食料調達に関する協定数が十分ではないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど、備蓄の確保を図る必要がある。</p>
2	<p><災害発生時の物流インフラの確保></p> <p>災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。</p>		<p>大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。</p>
3	<p><石油燃料供給の確保></p> <p>青森県石油商業組合等と「災害時における石油燃料の優先供給協定」を締結しており、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討。</p>	初掲	<p>災害発生時においては石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。</p>
4	<p><避難所等への燃料供給の確保></p> <p>災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、（一社）青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。</p>	初掲	<p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。</p>
5	<p><避難所における水等の確保></p> <p>災害発生時における避難所における水を確保するため、水道事業者（市町村等）において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。</p>		<p>物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。 また、3日分の食料備蓄を基本としつつも、住民の備蓄を補完する備蓄目標、役割分担等、県と連携し災害備蓄の在り方について検討していく。	県 町		総務課	
○	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を検討する。	県 町		総務課	
	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 町		総務課	
○	災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を見直す。	県 町		総務課	
	災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、住民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、住民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。 また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。	市町村等 水道事業者		総務課 上下水道課	○

リスクシナリオ			
2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	初掲	<p>受入時のスペース確保がなされていないため、発災時にスムーズな受入ができるよう、応援職員等の役割とスペース確保など、受入体制の構築が必要である。</p>
7	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	初掲	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、部隊的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>
8	<p><要配慮者（難病疾患等）への医療的支援></p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な周知・助言を進めるよう努めている。</p>		<p>災害発生時の停電や水不足に備え、透析患者には透析可能な医療機関の確保など透析治療を維持できる体制の構築を図る必要がある。</p> <p>また、災害発生時の停電に備え、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には、停電後も継続して人工呼吸器を使用できる環境の整備を図る必要がある。</p>
9	<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めている</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>		<p>災害用医薬品の確保に向けて、関係機関との協定の締結に努める、災害時に有効に機能するよう連携をとる必要がある。</p>
【水道施設の防災対策】			
10	<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>	初掲	<p>上水道施設等が被災した場合、社会的に甚大な被害を及ぼすと考えられることから、浄水場等における主要施設の耐震化を進める必要がある。</p> <p>上水道施設（管路を含む）については、長寿命化に向けた更新を推進する必要がある。</p>
11	<p><応急給水資機材の整備></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、町においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>	初掲	<p>災害による断水発生時において、被害者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急資機材の整備を図る必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備・検討する。	町		総務課	
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	町		総務課	
○	在宅で人工呼吸等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を行う。 透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。	町		町民課	
○	県や医療関係機関と連携を図り、円滑に医薬品等が供給されるよう、協議会や研修、防災訓練を実施して実効性を確保していく。	町		総務課 町民課	
	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め長寿命化に向けた更新を推進する。 水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	県 市町村等 水道事業者		上下水道課	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	市町村等 水道事業者		上下水道課	

リスクシナリオ			
2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
12	<p><水道施設の応急対策></p> <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。</p>	初掲	<p>応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県市町等の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報を共有する必要がある。</p> <p>上水道施設等が破損した場合に、速やかな飲料水の確保に向け、応急給水の体制強化に努める必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】			
13	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 再掲	<p>多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
14	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 再掲	<p>緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
15	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。</p>
16	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	初掲	<p>地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>
港湾・漁港の防災対策			
17	<p><港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策について協力している。</p>	1-1 再掲	<p>漁港については、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施するほか、日常点検を着実に実施するなど、施設の維持管理をより効率的かつ効果的に実施する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県市町等の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報を共有する。</p> <p>上水道施設等が破損した場合に、速やかな飲料水の確保に向け、応急給水の体制強化に努める。</p>	県市町村等水道事業者		上下水道課	
	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	国 県 町		環境整備課	
	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県 町		環境整備課	
	<p>農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。</p>	町	<p>農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋</p>	農政課	
	<p>迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。</p>	国 県 町		環境整備課 農政課	
	<p>災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策の連携を図る。</p>	県 町		水産商工観光課	

リスクシナリオ			
2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
食料生産体制の強化			
18	<p><食料生産体制の強化></p> <p>農業については、荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p>	初掲	<p>荒廃農地の発生は、農作物の生産性低下につながるため、農業をリタイヤする農家等が所有する農地を、担い手に集約させる必要がある。</p>
19	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農作物の安定供給のため、農業施設の老朽化対策を行っている。</p>	初掲	<p>自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、必要な老朽化対策等を推進していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	農業については、定期的な農地パトロール等により、荒廃農地の発生を防ぎ、また、耕作者がいない農地やリタイヤする農家の農地については、農地中間管理事業等を積極的に活用して担い手へ農地を集約させ、生産性の向上を図る。	町		農政課	
	引き続き、農作物の安定供給のため、農業施設の老朽化対策を実施する。	県 町 土地改良区		農政課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】			
1	<集落の孤立防止対策> 災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取組を県と一体となって推進している。 この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。		県と連携し、孤立の恐れがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握し、対策を実施していく必要がある。
【孤立集落発生時の支援体制の構築】			
2	<孤立集落発生時の支援体制の確保> 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、県及び市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。		多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】			
3	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有の検討を図っている。	1-5 再掲	災害発生時に道路が通行困難となった場合に、円滑に代替交通手段が確保されるよう、町内事業者と情報共有を図る必要がある。
【情報通信の確保】			
4	<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設におけるWi-Fiサービスの推進。	1-4 再掲	Wi-Fi環境が依然として不十分であり、災害発生時の情報収集に難がある。また観光客や外国語による情報発信の充実を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】			
5	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県との連携を図りながら、引き続き、孤立の恐れがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握のうえ、必要な対策を実施する。	県 町		総務課	
○	県及び周辺市町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。	県 町		総務課	○
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町		総務課	
	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町	Wi-Fi環境 本庁舎 小泊支所（一部）	総務課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		環境整備課	

リスクシナリオ			
2 - 2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
7	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。
8	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		環境整備課 農政課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】			
1	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	1-1 より 再掲	本庁舎の建設がH29、小泊支所がH2年であり、耐震化は確保されているが、小泊支所は30年を経過していることから今後老朽化対策を検討する必要がある。
【災害対策本部等機能の強化】			
2	<災害対策本部機能の強化策> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。	初掲	災害に関する情報の収集、災害応急対策の方針、市町村や防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や支部の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】			
3	<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画を県で策定しており、地域防災計画等で連携を図るよう定めている。		これまで緊急消防援助隊の受入れ実績がないことから、平時から対応の実効性を高めておく必要がある。
4	<防災航空隊への航空支援> 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、県が県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。		災害時の受援体制が構築されていないため、平時から対応の実効性を高めておく必要がある。
5	<医療従事者確保に係る連携体制> 町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	初掲	災害発生により偉業従事者が絶対的に不足する中で、円滑にDMATを派遣したり、他県からのDMAT派遣を受け入れることができるよう、引き続き、他県等との連携体制を構築する必要がある。
6	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	初掲	近年の災害発生状況等を踏まえ、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向けて訓練する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
自衛隊、警察、消防、海保等有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、関係機関の連携強化、救急・救助体制の強化や受援体制の構築等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	町	本庁舎H29建設 小泊支所H2建設	総務課	
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、定期的な訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町		総務課	
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受け入れを円滑に行うため、説明会や研修に参加し、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 消防本部			
	災害発生時の受け入れを円滑に行うため、航空支援員の活動も想定した体制構築を行い、対応の実効性を高める。	県 消防本部			
	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や他県からの派遣を受け入れられるよう、体制の構築を行い、対応の実効性を高める。	町		総務課	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	町 防災関係 機関		総務課	○

リスクシナリオ			
2 - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p>< 図上訓練の実施 ></p> <p>災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練の実施方法を研修等を通して習得を試みている。</p>	初掲	住民向けの研修会等に職員も数名参加し、訓練を受けてもらっているが、職員向けに特化した訓練を実施したことがないため、職員のスキル維持と向上を図るため、実施する必要がある。
【救急・救助活動の体制強化】			
8	<p>< 消防力の強化 ></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
9	<p>< 消防団の充実 ></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 より 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
10	<p>< 救急・救助活動等の体制強化 ></p> <p>災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。</p> <p>また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。</p>		<p>災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、救急救命士の再教育を進める必要がある。</p> <p>また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。</p>
【支援物資等の供給体制の確保】			
11	<p>< 災害応援の受入体制の構築 ></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	2-1 より 再掲	受入時のスペース確保がなされていないため、発災時にスムーズな受入ができるよう、応援職員等の役割とスペース確保など、受入体制の構築が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	町 防災関係機関		総務課	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		総務課	○
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		総務課	
○	災害時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。 また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。	消防本部	救急救命士再教育達成率（2年間で128ポイント以上を達成した人数の割合） 平成30年度 12.5% 令和元年度 13%		
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備・検討する。	町		総務課	

リスクシナリオ			
2 - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
12	<p>< 救援物資等の受援体制の構築 ></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	2-1 より 再掲	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、部隊的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
13	<p>< 防災意識の啓発 ></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練や研修会、講演会を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 より 再掲	早期避難の重要性について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
14	<p>< 防災訓練の推進 ></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、防災訓練や演習（ワークショップ）形式で図上訓練等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	高齢化が進んでおり、参加率が低く高齢者が多数を占める。地域間の連携が必要であるため、若者の参加率向上が課題となっている。 また、防災訓練等が不定期であることから、定期的実施できる体制づくりが必要である。
15	<p>< 自主防災組織の設立・活性化支援 ></p> <p>災害発生時に地域住民がもつコミュニティカを活用し、自助・共助による地域の被害を防止・軽減できるよう、自主防災組織の設立を促進し、地域の防災力強化を図っている。</p>	1-1 より 再掲	R 2. 4月時点で中泊町の組織活動カバー率は15.6%と県内ワースト3位で非常に低い数字となっているため、さらなる自主防災組織の設立を促進する必要がある。
16	<p>< 地区防災計画策定の推進 ></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。</p>	1-1 より 再掲	各地区に見合った実効性の高い防災計画が必要であるが、策定率が0となっている。計画内容が細かく、高齢化が進む各地区において独自で作成するのは非常に困難となっている。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	町		総務課	
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら各種講演会や出前講座を活用し、防災意識の啓発を図る。 また、広報や防災訓練等の他、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	H 3 0 研修会等 4 回 R 1 研修会等 2 回 防災訓練 1 回 講演会等 1 回	総務課	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた実効性の高い防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県 町	H 3 0 研修会等 4 回 R 1 研修会等 2 回 防災訓練 1 回 講演会等 1 回	総務課	○
○	自助・共助の地域コミュニティの重要性を理解してもらうため、地域住民向けの研修会や講演会を実施する。	県 町 自主防災組織	自主防災組織活動カバー率 R 2. 4 時点 1 5. 6 %	総務課	
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、県・国の作成例を元に作成手順の簡略化を行い、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の町地域防災計画への規定についても進める。	県 町		総務課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2 - 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】			
1	<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合等と「災害時における石油燃料の優先供給協定」を締結しており、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討。	2-1 より 再掲	災害発生時においては石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
2	<緊急車両等への燃料供給の確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合西北五支部と優先供給に係る協定を締結している。		災害発生時において、緊急車両等への応急対策等を安定的に確保するため、燃料の備蓄や供給事業者との協定締結が必要である。
3	<医療施設の燃料等確保> 医療機関の自家発電燃料について、災害時に青森県石油商業組合西北五支部が締結している「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書」により優先供給の提供を受けることとしている。		災害拠点となりうる医療機関では電源や燃料が確保されているが、その他の医療機関についても、確保を促進していく必要がある。
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】			
4	<防災ヘリコプターの燃料確保> 大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航できるよう航空燃料を確保するため、青森空港内に所在する供給事業者及び県外からタンクローリー等での燃料搬送も可能な県外の供給事業者それぞれと協定を締結し、燃料供給体制を構築している。 また、各消防本部等に航空燃料を備蓄し、航空燃料の劣化を防ぐため定期的に燃料交換を行っている。		当消防本部管内で備蓄しているのは、五所川原消防署1カ所のみである。搬送可能な車両も消防本部に1台のみである。小泊消防署までは移動に1時間を有することから中泊管内での備蓄が必要である。
【道路施設の防災対策】			
5	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
6	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・災害拠点病院等に対する燃料供給の確保や、輸送路の確保を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 町		総務課	
○	災害発生時において、協定に基づき緊急車両等への燃料の優先供給を確保できるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	町		総務課	
	近隣県の石油商業組合への依頼や県への応援要請の他、県内外の備蓄在庫のある業者からの調達による確保に努める。またその他の医療機関についても確保を促進していく。	病院局 医療機関		総務課	
○	備蓄燃料保管場所の耐震化・老朽化の状況を確認し、各消防本部等へ耐震化対策・老朽化対策を依頼する。 また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、4ヶ月毎に交換を実施する。	県 市 町 消防本部			
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		環境整備課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	

リスクシナリオ			
2 - 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。
8	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		環境整備課 農政課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2 - 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【帰宅困難者の避難体制の確保】			
1	<p><観光客等に対する広域避難の強化></p> <p>災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。</p>		<p>県内で開催される祭りなどの期間中に、災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、被災市町村の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。</p>
【支援物資等の供給体制の確保】			
2	<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、倉庫や空きスペースを活用しに備蓄を進めている。</p> <p>また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び町では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分（最低1日分）の食料・飲料水を備蓄するよう啓発している。</p>	2-1 より 再掲	<p>災害発生時における支援物資の供給に関する協定を○数締結しているが、食料調達に関する協定数が十分ではないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど、備蓄の確保を図る必要がある。</p>
3	<p><応急給水資機材の整備></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、町においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>災害による断水発生時において、被害者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急資機材の整備を図る必要がある。</p>
4	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>受入時のスペース確保がなされていないため、発災時にスムーズな受入ができるよう、応援職員等の役割とスペース確保など、受入体制の構築が必要である。</p>
5	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	2-1 より 再掲	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、部隊的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
<p>祭り期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。</p> <p>また、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。</p>					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時に町の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺町町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。	県 町		総務課	○
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。 また、3日分の食料備蓄を基本としつつも、住民の備蓄を補完する備蓄目標、役割分担等、県と連携し災害備蓄の在り方について検討していく。	県 町		総務課	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	市町村等 水道事業者		上下水道課	
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備・検討する。	町		総務課	
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	町		総務課	

リスクシナリオ			
2 - 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【情報伝達の強化】			
6	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、町が管理する施設におけるWi-Fiサービスの推進している。</p>	1-6より再掲	Wi-Fi環境が依然として不十分であり、災害発生時の情報収集に難がある。また観光客や外国語による情報発信の充実を図る必要がある。
【帰宅困難者の輸送手段の確保】			
7	<p><バスによる帰宅困難者の輸送></p> <p>災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。</p>		

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時委おける情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。また、多言語による情報の発信について検討する。	町	Wi-Fi環境 本庁舎 小泊支所（一部）	総務課	
	引き続き、バス事業者と運航状況等に関する状況共有や、バス路線維持に係る補助を実施する他、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	県 町		総合戦略課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【病院・福祉施設等の耐震化】			
1	<医療施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、医療施設の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	災害発生時に機能不全に陥らないよう、耐震化を推進していく。また建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施していく必要がある。
2	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	耐震化基準を満たしていない施設等を把握する必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】			
3	<災害時医療の連携体制> 災害発生時において、適切な医療行為を確保するため、二次医療圏毎の連携体制構築に向けて、医療関係機関と協議している。		災害医療訓練を実施したことがないため、連携体制構築が図られるよう訓練を実施する必要がある。
4	<医療従事者確保に係る連携体制> 町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	2-3 より 再掲	災害発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、円滑にDMATを派遣したり、他県からのDMAT派遣を受け入れることができるよう、引き続き、他県等との連携体制を構築する必要がある。
5	<お薬手帳の利用啓発> 災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるように、複数の医療機関を受診する際、他医療機関での投薬状況を把握し重複投薬等を防ぐために「おくすり手帳」の普及啓発を行っている。		持病者には「お薬手帳」を作成することを啓発する必要がある。
【避難者の健康対策】			
6	<避難所外避難者の対策> 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。 また、保健医療調整本部の体制強化を図り、県との連携体制強化を図っている。		車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。 また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備や体制構築の必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、診療所・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。					
また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	引き続き、耐震化基準の推進と建築物・設備の老朽化対策を県と連携し、計画的に推進していく。	県 町		町民課	
	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	保育所等整備事業	福祉課	
○	災害発生時において適切な医療行為が行えるよう、二次医療圏毎に地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施を検討。また連携体制の構築も図る。	県 町		総務課	
	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や他県からの派遣を受け入れられるよう、体制の構築を行い、対応の実効性を高める。	町		総務課	
	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、重複受診者等に保健指導する際等に避難の際の「お薬手帳」の携行について普及啓発を図る。	県 町 薬剤師会		町民課	
	引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等に参加していく。 また、被災者台帳作成のための事前準備を行うため、国・県の様式等を共有していく。	県 町		総務課 町民課	

リスクシナリオ			
2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図っている。</p>		<p>主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p>
【要配慮者への支援等】			
8	<p><要配慮者等への支援></p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（D C A T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>また、県が進めているD C A Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。</p>		<p>災害発生時における要配慮者への支援については、受入れ医療機関との調整や避難所運営における配慮を要することから、福祉ニーズに対応する必要があるが、町単独の力だけでは十分とは言えない。県の研修等を通じて町民への要配慮者支援の啓発を実施する必要がある。また、県外からの支援を円滑に実施できるよう受入れ体制を整える必要がある。</p>
9	<p><男女のニーズの違いに配慮した支援></p> <p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、地域住民や避難所となる学校関係者、職員参加のもと実施している避難所運営訓練等において、男女のニーズの違いに配慮したシナリオを取り入れている。</p>		<p>避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、引き続き、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>
10	<p><心のケア体制の確保></p> <p>心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発や支援者の育成、子ども達へのストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。</p>		<p>災害時には日常生活に増してストレスを感じやすい。ストレスの過多、蓄積により、心身の健康を損ねる危険性が高いため、日頃よりストレスへの対処法の普及啓発、ゲートキーパーの育成、相談窓口の周知などを行う必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等への参加や実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。	県 町		総務課 町民課	
	災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施することとなっているため、県内外からの支援受け入れ態勢について検討する。 ○ また、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。	県 町 病院局		総務課 福祉課 町民課	
	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施する。	町		総務課 総合戦略課	
	災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続き、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。子どもらへの対応については、学校と協議し「SOSの出し方教育」の実施を計画する。 また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	県 町	SOSの出し方教育実施回数 こころの相談室利用者数 ゲートキーパー研修参加者数	町民課 健康推進係	

リスクシナリオ			
2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
11	<p><児童生徒の心のサポート></p> <p>被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーの派遣等を行っている。</p>		<p>災害時はスクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。</p>
12	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	1-6 より 再掲	<p>Wi-Fi環境が依然として不十分であり、災害発生時の情報収集に難がある。また観光客や外国語による情報発信の充実を図る必要がある。</p>
13	<p><動物救護対策></p> <p>地域防災計画において、避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対し一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしている。</p>		<p>各避難所に一緒に避難が可能であるが、トラブル回避や場所においては、避難所の移動も考慮をしなければならない。</p>
【道路施設の防災対策】			
14	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
15	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
16	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。</p>
17	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 再掲	<p>地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、県と連携して児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県 町	県派遣のスクールカウンセラー利用率100%	総務学務課	
	災害発生時委における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。また、多言語による情報の発信について検討する。	町	Wi-Fi環境 本庁舎 小泊支所（一部）	総務課	
	災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師回と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼育に関する助言・指導を行う。 また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。	県 町	令和元年度登録頭数353頭 狂犬病予防注射89.8%（県平均87.7%）	環境整備課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		環境整備課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		環境整備課 農政課	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【感染症対策】			
1	<避難所における衛生環境の維持> 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、町では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定による流通備蓄を進めている。		業者との協定や県市町村協定で支援を受けられる状態ではあるが、数量が十分に確保できるか分からない状況であるため、できる範囲で備蓄を進めていく必要がある。
2	<避難所における新型コロナ対策> 3密を避け、ソーシャルディスタンスを図れる運営体制を構築するため、避難所運営マニュアルに感染症対策を盛り込んだものへ更新している。		感染症対策用の備蓄品が少ないため、県や民間事業者等との協定で賄う必要がある。開設時から感染予防対策がとれる体制作りも必要である。
3	<感染症への意識向上及び対応策の整備> 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定している。		避難所等での感染症対策についてはこれまで深く検討されていなかったことから、今後マニュアル等の更新にあわせて職員や住民に対して研修や説明会を実施する必要がある。
4	<予防接種の促進> 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、普及啓発を行っている。		定期予防接種はすべて委託医療機関での個別接種を行っている。
【下水道施設の機能確保】			
5	<農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業集落排水施設・漁業集落排水施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、「農業集落排水施設最適整備構想」、「漁業集落排水施設機能保全計画」を策定している。	初掲	農業集落排水施設・漁業集落排水施設の整備及び機能保全対策を持続的、確実に実施するとともに、改築、改修、補修、補強、支持管理等を一体的とした最適化を図るため、施設のストックマネージメントを推進する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時における予防接種等を推進するとともに、下水道施設の機能確保を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制の強化を図る。	県 町		総務課	
○	感染症対策用品が不足しているため、開設時からでも対策できるよう備蓄品の整理を進めていく。また、避難所運営に携わる職員や地域住民に対して、これまでの避難所運営と感染症対策が必要が避難所運営の違いを研修や説明会を通して周知していく。	町	R 2 避難所運営マニュアルの更新と住民向け研修会 1 回	総務課	
○	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、既存のマニュアル等の改正と、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を検討する。	県 町	R 2 避難所運営マニュアルの更新	総務課	
	県と連携し、予防接種の必要性について普及啓発を図る。	県 町	乳幼児、高齢者定期予防接種接種率	町民課	
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて「農業集落排水施設最適整備構想」、「漁業集落排水施設機能保全計画」の見直しを行う。	市町村等 水道事業者		上下水道課	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること			
リスクシナリオ 3 - 1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】			
1	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	1-1 より 再掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。
2	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	1-1 より 再掲	本庁舎の建設がH29、小泊支所がH2年であり、耐震化は確保されているが、小泊支所は30年を経過していることから今後老朽化対策を検討する必要がある。
3	<代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練> 災害対策本部となる庁舎の耐震化は完了しているが、大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し小学校体育館を代替庁舎として検討している。		大規模災害により本庁舎が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに、災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。
4	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	初掲	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】			
5	<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関との通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 より 再掲	設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を継続して開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町		財政課ほか 各施設所管課	
	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	町	本庁舎H29建設 小泊支所H2建設	総務課	
○	引き続き、代替防災拠点確保を推進するとともに、災害対応能力の強化向上を図る。	町		総務課	
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。 また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 町		総務課	
	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町	複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 非常通信訓練2回（毎年） Lアラート操作訓練毎月1回	総務課	

リスクシナリオ			
3 - 1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><行政情報通信基盤の耐災害性の強化></p> <p>行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるようホストコンピュータやサーバーを設置しているコンピュータ室及び主要通信機器、窓口端末等に無停電電源装置経由で電源を供給している。</p>		災害時の業務継続性を確保するため、情報システムの維持管理・更新を実施していく必要がある。
7	<p><行政情報の災害対策></p> <p>災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、バックアップデータを分散保管している。</p>		情報システムの最適化のうえ、分散保管に留まらない遠隔地保管等を検討する必要がある。
【行政機関の業務継続計画の策定】			
8	<p><業務継続計画の策定></p> <p>大規模な災害の発生により、役場機能が著しく低下する中であっても、速やかに災害対応業務を開始し、町民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを継続して町民の生活を維持する体制を整えるため、業務継続計画を策定している。</p>		業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。
【災害対策本部等機能の強化】			
9	<p><災害対策本部機能の強化></p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p>	2-3 再掲	災害に関する情報の収集、災害応急対策の方針、市町村や防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や各班の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。
【受援・連携体制の構築】			
10	<p><広域連携体制の構築></p> <p>災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。</p>		青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、連携体制等を強化・充実する必要がある。
11	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	2-1 より 再掲	受入時のスペース確保がなされていないため、発災時にスムーズな受入ができるよう、応援職員等の役割とスペース確保など、受入体制の構築が必要である。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	町		総務課	
	大規模災害時における行政データ保全のため、遠隔地バックアップや情報システムのクラウド化についても検討する。	町		総務課	
	防災訓練等を通じて、災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、各部局・課毎の業務継続計画の見直しを行っていく。	町	H29作成 H30更新	総務課	
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町		総務課	
○	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく。	県 町		総務課	
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備・検討する。	町		総務課	

リスクシナリオ			
3 - 1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【総合防災訓練の推進】			
12	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	2-3 より 再掲	近年の災害発生状況等を踏まえ、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向けて訓練する必要がある。
13	<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練の実施方法を研修等を通して習得を試みている。	2-3 より 再掲	住民向けの研修会等に職員も数名参加し、訓練を受けてもらっているが、職員向けに特化した訓練を実施したことがないため、職員のスキル維持と向上を図るため、実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	町 防災関係機関		総務課	○
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	町 防災関係機関		総務課	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること			
リスクシナリオ 3-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】			
1	<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
2	<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 再掲	設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
3	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	2-3 再掲	近年の災害発生状況等を踏まえ、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向けて訓練する必要がある。
【電力の供給停止対策】			
4	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	初掲	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
5	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	3-1 再掲	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化していく。	県 町 事業者		総務課	
	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町	複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 非常通信訓練2回（毎年） Lアラート操作訓練毎月1回	総務課	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	町 防災関係 機関		総務課	○
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		総務課	
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。 また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 町		総務課	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】			
1	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで他中小企業者作成の業務継続計画を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を検討している。	初掲	災害時に経済活動が停滞することがないよう、商工関係団体等と連携し、業務継続計画を策定していない事業者に対し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。
【農林水産物の移出・流通対策】			
2	<農林水産物の移出・流通対策保> 災害発生時においても、農産物の集荷・分荷体制を確保するため、市場施設の整備や県内外の物流、販売関係者と信頼関係の構築を図っている。		災害等により農産物の流通がストップすると、食糧供給が困難となるため、通常時より緊急時における流通の確保が必要である。
【物流機能の維持・確保】			
3	<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定の締結を検討する。		災害発生時の物流に関する手順等が定められておらず、災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。
【被災企業の金融支援】			
4	<被災企業への金融支援等> 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、被災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援することを検討している。		被災した企業が早期に事業を再開できるよう、迅速な対応が必要であるが、事業体制やサポート体制が構築されていないため、進めていく必要がある。
【道路施設の防災対策】			
5	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
6	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 町		水産商工観光課	
	農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に市場施設や農林水産業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	町		農政課 水産商工観光課	
	災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結を図る。	町		総務課	
	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、事業体制やサポート体制の構築を図っていく。	町		水産商工観光課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		環境整備課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	

リスクシナリオ			
4 - 1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。
8	<p><道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【港湾・漁港の防災対策】			
9	<p><港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策について協力している。</p>	1-1 より 再掲	漁港については、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施するほか、日常点検を着実に実施するなど、施設の維持管理をより効果的かつ効率的に実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		環境整備課 農政課	
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策の連携を図る。	県 町		水産商工観光課	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】			
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	3-3 より 再掲	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
2	<避難所等への燃料供給の確保> 青森県石油商業組合等と「災害時における石油燃料の優先供給協定」を締結しており、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討。	2-1 より 再掲	災害発生時においては石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
【企業における業務継続体制の強化】			
3	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで他中小企業者作成の業務継続計画を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を検討している。	4-1 より 再掲	災害時に経済活動が停滞することがないよう、商工関係団体等と連携し、業務継続計画を策定していない事業者に対し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。
【道路施設の防災対策】			
4	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
5	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
6	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		総務課	
	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 町		総務課	
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 町		水産商工観光課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		環境整備課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	

リスクシナリオ			
4 - 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		環境整備課 農政課	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
3	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【港湾・漁港の防災対策】			
5	<港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	1-1 再掲	漁港については、県で策定している水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に実施するほか、日常点検を着実に実施するなど、施設の維持管理をより効果的かつ効率的に実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道、港湾・漁港、空港施設の防災対策の強化を図るとともに、高規格幹線道路等の整備を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		環境整備課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		環境整備課 農政課	
○	災害発生時の回路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 町		水産商工観光課	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】			
1	<被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農業者・漁業者の事業再開のため、利用可能な制度資金に関する情報の提供を検討している。		被災農業者・漁業者の速やかな事業再開が可能となるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。
【荒廃農地の発生防止・利用促進】			
2	<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	初掲	農業用機械等補助事業について、年々採択基準が上昇している。そのため、農業者が経営規模拡大に向けた行動を起こせるように、指導・助言等を行い、採択基準を達成できるようにする。
【県産食料品の生産・供給体制の強化】			
3	<食料生産体制の強化> 農業については、荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。 漁業については、水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。	2-1 より 再掲	荒廃農地の発生は、農作物の生産性低下につながるため、農業をリタイヤする農家等が所有する農地を、担い手に集約させる必要がある。
4	<多様なニーズに対応した県産品づくり> 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進など、付加価値の高い生産を促進している。		消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農作物のブランド化やニーズに即した加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。
5	<県産食料品の供給を支える人づくり> 安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		当町の安全・安心な農産物を安定的に供給するためには後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。
6	<食料品製造業者の供給体制強化> 安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。		安全・安心な水産物を安定供給するためには、後継者や新規就業者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから後継者の育成及び新規就業者の掘り起こしの必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から県産食料品の生産・供給体制の強化等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 町		農政課 水産商工観 光課	
	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	町		農政課	
	農業については、定期的な農地パトロール等により、荒廃農地の発生を防ぎ、また、耕作者がいない農地やリタイヤする農家の農地については、農地中間管理事業等を積極的に活用して担い手へ農地を集約させ、生産性の向上を図る。	町		農政課	
	有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進する。 漁業については、水産物のブランド化や販路拡大を図るため、引き続き関係機関等と連携しながら、PRを行う。	町		農政課 水産商工観 光課	
	農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	町		農政課	
	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、漁業に必要な技能・資格取得の方法等についての情報発信や、漁業就業希望者と漁業者との橋渡しを行う漁業就業支援事業に取り組む。	県 町		水産商工観 光課	

リスクシナリオ			
4 - 4 食料等の安定供給の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画の策定を実施している。</p> <p>また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	2-1 より 再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する。	県 町 土地改良区		農政課	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5 - 1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】			
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	3-3 より 再掲	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
2	<避難所等への燃料供給の確保> 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、（一社）青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。	2-1 より 再掲	災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。
3	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで他中小企業者作成の業務継続計画を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を検討している。	4-1 より 再掲	災害時に経済活動が停滞することがないよう、商工関係団体等と連携し、業務継続計画を策定していない事業者に対し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。
4	<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合等と「災害時における石油燃料の優先供給協定」を締結しており、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討。	2-1 より 再掲	災害発生時においては石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
【再生可能エネルギーの導入促進】			
5	<再生可能エネルギーの導入> 公共施設に太陽光発電システムや木質ペレットボイラーを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる。		災害発生時等においてエネルギー供給機能が停止しないよう、また必要なエネルギーが自給できるよう、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用するシステムづくりが必要である。
【道路施設の防災対策】			
6	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		総務課	
○	災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を見直す。	県 町		総務課	
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 町		水産商工観光課	
	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 町		総務課	
	災害の発生による電源喪失時にも活用が見込まれる再生可能エネルギーについて、家庭や事業所等での太陽光発電等の普及促進に努める。	町 事業者		総合戦略課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		環境整備課	

リスクシナリオ			
5 - 1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
8	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。
9	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		環境整備課 農政課	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5 - 2 上水道等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】			
1	<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	2-1 再掲	上水道施設等が被災した場合、社会的に甚大な被害を及ぼすと考えられることから、浄水場等における主要施設の耐震化を進める必要がある。 上水道施設（管路を含む）については、長寿命化に向けた更新を推進する必要がある。
2	<水道施設の応急対策> 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。	2-1 再掲	応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県市町等の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報を共有する必要がある。 上水道施設等が破損した場合に、速やかな飲料水の確保に向け、応急給水の体制強化に努める必要がある。
3	<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害時における水道の安定供給を継続するため、「災害及び事故等における水道危機管理対策マニュアル」を策定し、毎年度見直しを行っている。		「災害及び事故等における水道危機管理対策マニュアル」が実際に役立つのか、継続的に改善されたのかマネジメントを図る必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、早期復旧のための体制の整備等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め長寿命化に向けた更新を推進する。 水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	県 市町村等 水道事業者		上下水道課	
	応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県市町等の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報を共有する。 上水道施設等が破損した場合に、速やかな飲料水の確保に向け、応急給水の体制強化に努める。	県 市町村等 水道事業者		上下水道課	
	「災害及び事故等における水道危機管理対策マニュアル」対策の教育・訓練、有効性の評価又は問題点を洗い出し、改善を行う。マニュアルのメンテナンスを行い、一般的な管理手法（P D C A）を継続的に回す。	県 市町村等 水道事業者		上下水道課	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5 - 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】			
1	<p><農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業集落排水施設・漁業集落排水施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、「農業集落排水施設最適整備構想」、「漁業集落排水施設機能保全計画」を策定し、耐震化及び長寿命化対策を図っている。</p>	2-7 より 再掲	<p>農業集落排水施設・漁業集落排水施設の整備及び機能保全対策を持続的、確実に実施するとともに、改築、改修、補修、補強、支持管理等を一体的とした最適化を図るため、施設のストックマネージメントを推進する必要がある。</p>
2	<p><農業・漁業集落排水施設等の耐災害性の確保> 災害時における農業集落排水施設・漁業集落排水施設機能の継続・早期回復に際し、平時から対応体制を備えておくため、農業集落排水施設・漁業集落排水施設の機能診断を実施している。</p>		<p>農業集落排水施設・漁業集落排水施設については、「農業集落排水施設最適整備構想」、「漁業集落排水施設機能保全計画」に基づき、適切な維持管理に努める必要がある。</p>
3	<p><避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。</p>		<p>災害時は既設のトイレ活用の他、仮設トイレも必要となるため、既設トイレには汚水処理施設等の機能停止でも使用できるよう、専用の衛生品の確保が必要となる。また、仮設トイレについては町内の建設業者等から借用できる見込みであるが、数量や配置の計画がなされていないため、今後の課題となる。</p>

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて「農業集落排水施設最適整備構想」、「漁業集落排水施設機能保全計画」の見直しを行い、耐震化及び長寿命化対策を図る。	市町村等 水道事業者		上下水道課	
	「農業集落排水施設最適整備構想」、「漁業集落排水施設機能保全計画」に基づき、適切な維持管理に努める。	市町村等 水道事業者		上下水道課	
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	市町村等 水道事業者		総務課	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5 - 4 地域交通ネットワークが分断する事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
3	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【公共交通・広域交通の機能確保】			
5	<災害時における公共交通の安定供給の確保> 災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図っている。		公共交通機関を利用する住民の災害時の生活を確保する必要がある。
6	<地域公共交通の確保> 地域公共交通の維持・活性化を図るため、連携事業として公共交通計画に基づき、路線バス上限運賃政策や圏域の一体的な公共交通マネジメントの展開など、各リーディングプロジェクト（優先的に実施する施策）を検討している。		地域公共交通の衰退化が顕著であるため、公共交通マネジメント展開など、各リーディングプロジェクトを検討していく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設や鉄道施設の防災対策を推進するとともに、バス路線等の維持を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		環境整備課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		環境整備課 農政課	
	災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図る。	町		総務課 総合戦略課	
	公共交通マネジメント展開など、各リーディングプロジェクトを検討していく。	町		総合戦略課	○

リスクシナリオ			
5 - 4 地域交通ネットワークが分断する事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【公共交通・広域交通の機能確保】			
7	<広域交通の確保（鉄道）> 災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合の広域交通の確保のため、鉄道業者と情報共有を図っている。		平時から公共交通機関が限定的であることから、災害時でも機能できるよう、情報共有を図る必要がある。
【路線バスの運行体制】			
8	<路線バスの運行体制の維持> 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、赤字路線の補助を実施している。		

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合に円滑に広域交通が確保されるよう、鉄道業者と一層の情報共有を図る。	町		総合戦略課	
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を継続実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	県 町		総合戦略課	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【ため池、ダム等の防災対策】			
1	<ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。	1-1 より 再掲	農業水利施設の多くは、老朽化による機能低下が進んでいる。農家の減少、高齢化といった施設管理に体制に弱体化の傾向があり維持管理が課題となっている。
2	<ため池・調整池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、町及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。	1-3 より 再掲	ため池施設の多くは、老朽化による機能低下が進んでいるため、施設の損壊、機能不全を防止するため計画的に点検、改修をする必要がある。
3	<ため池ハザードマップの作成> 下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、ため池ハザードマップの整備を推進する。		下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池があることから、ハザードマップの作成を進めているが、作成していないため池もある。
【防災施設の機能維持】			
4	<農山村地域における防災対策> 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	1-4 より 再掲	・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。 ・町の農地においては、概ね湛水防除事業が実施されており、排水機等の主要施設はほぼ整備されているが、その一部は老朽化対策が必要な箇所が見られる。
5	<河道閉塞等による住民避難のための情報提供> 河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、町が適切に住民の避難勧告等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を町へ提供することとしている。		河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、町が適切に住民の避難勧告等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村へ提供していく必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災施設等の老朽化対策等を推進するとともに、ため池ハザードマップの作成により危険地区の周知や防災意識の醸成を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	県 町	防災重点ため池 N = 15	農政課	
	町及び土地改良区等が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。	町	防災重点ため池 N = 15	農政課	
	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、該当するため池のハザードマップの作成を行う。	町	防災重点ため池（15カ所）について、ハザードマップ作成 R3までに15カ所	農政課	
○	畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、排水機等主要施設の更新や農用地整備等、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県 町		農政課	
	災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を図る。	国 県 町		総務課	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6 - 2 有害物質の大規模流出・拡散			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】			
1	<p><有害物質の流出・拡散防止対策></p> <p>災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。</p> <p>消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づき指導している。</p>		<p>災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施について指導等を行っていく必要がある。</p>
【有害物質流出時の処理体制の構築】			
2	<p><有害物質流出時の処理体制の構築></p> <p>有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。</p>		<p>災害発生に対して、消防署と連携して、速やかに流出物質の特定及び流出場所の特定を行う。管理河川の担当部局への通報。</p>
3	<p><有害物質の大規模流出・拡散対応></p> <p>有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関や関係機関と連携を図ることとしている。</p>		<p>早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力向上や関係機関との連携強化が必要である。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。	県 消防本部 事業者		-	
	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県 町	岩木川水系 国土交通省 その他河川 西北地域県民局 河川により通報が異なる	環境整備課	
	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	県 消防本部 町		総務課 環境整備課	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
	現在の取組・施策	再掲 脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
1	<農地利用の最適化支援> 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。	・管理の行届いていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していくうえで障害となる可能性があることから、担い手の農地集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。 ・小区画不整形で用排水路・耕作道の整備もなされていない地区では、個々の農家が農地を数箇所に分散所有しているため、不効率的な営農体系を強いられている。
2	<農地の生産基盤の整備推進> 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。	異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。
3	<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	4-5 再掲 農業用機械等補助事業について、年々採択基準が上昇している。そのため、農業者が経営規模拡大に向けた行動を起こせるように、町としては助言等を行い、採択基準を達成できるようにする。
【森林資源の適切な保全管理】		
4	<森林の計画的な保全管理> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。	災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
5	<森林整備事業等の森林所有者への普及啓発> 土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している。	森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、砂防・治山施設等の老朽化対策等を実施する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、農地耕作条件改善事業等を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 町	担い手が利用する農地面積の割合 荒廃農地面積	農政課	
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備や維持管理を支援する。	県 町	ほ場整備率 84.9%	農政課	
	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	町		農政課	
	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。	県 町		農政課	
	森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のPRリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。	県 町		農政課	

リスクシナリオ			
6 - 3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【農山村地域における防災対策】			
6	<p><農山村地域における防災対策></p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	1-4 再掲	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備をより着実に推進する必要がある。 ・町の農地においては、概ね湛水防除事業が実施されており、排水機等の主要施設はほぼ整備されているが、その一部は老朽化対策が必要な箇所が見られる。
【農林水産業の生産基盤の防災対策】			
7	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、県の技術的な支援等を受け、施設の長寿命化計画を策定する。</p> <p>水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、排水機等主要施設の更新や農用地整備等、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県 町		農政課	
	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、県の技術的な支援を受け、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図る。 老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。	県 町		農政課 水産商工観光課	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6 - 4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【風評被害の発生防止】			
1	<p><正確な情報発信による風評被害の防止></p> <p>当町の農産物・畜産物・水産物の安全・安心をアピールするため、県が実施している放射性物質のモニタリング結果を情報提供している。</p>		<p>調査の結果、放射性物質が基準値を超過した場合などは、速やかに出荷団体・産地直送施設等に正確な情報提供が必要となる。</p> <p>回収等の措置が必要となることから、出荷先情報等を記録し、すぐに確認できる体制を構築することが必要。</p>
2	<p><安全・安心な生産・流通システムの構築></p> <p>生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生管理により、消費者の信頼を得ることが風評被害の防止につながることから、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいる。</p>		<p>生産・流通・加工に関わる関係者と連携し、災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信し、風評被害を防ぐことが必要。</p>
【風評被害の軽減対策】			
3	<p><風評被害の軽減対策></p> <p>東日本大震災時には、県産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。</p>		<p>災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時における風評被害の防止に向けて、ウェブサイトやSNSを通じた情報発信の仕組みを検討するなど、情報発信体制の強化を図る。	町	中泊町モニタリング協力者 農業法人 水稲ほ場を調査	農政課	
	災害発生時の風評被害防止に向けて、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により、農産物・水産物の認知度向上を図る。	町 事業者		農政課 水産商工観光課	
	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	県 町		農政課 水産商工観光課	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】			
1	<p><災害廃棄物処理計画の策定></p> <p>災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいる。</p>		令和元年度に中泊町災害廃棄物処理計画を作成しているが、策定時と実情が変わった場合は、それに合わせた災害廃棄物処理計画の見直しが必要。
2	<p><災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係機関等との連携を進める予定としている。</p>		災害廃棄物の円滑な処理を行うため、中泊町災害廃棄物処理計画を基に、事業者等に関する情報を共有する等、県、市町村、関係団体の連携を推進する必要がある。
3	<p><家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策></p> <p>災害発生時におけるごみの収集及び運搬については、収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬することとしており、そのための体制を整えている。</p>		中泊町災害廃棄物処理計画を基に、関係団体等と応援要請できる体制を作るため協定等の締結が必要である。
4	<p><農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農協、資材業者、ごみ処理業者等、関係機関との連携を図っている。</p>		災害の規模や種別によっては、農業資材等が大量に発生することから、廃棄物の円滑な適正処理に向け、災害廃棄物担当課やごみ処理業者との協議が必要である。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	中泊町災害廃棄物処理計画の策定時と実情が変わった場合に見直しを行う。	町		環境整備課	
	災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団体等との連携を図る。	町		環境整備課	
	災害発生時において、円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう関係事業者や関係団体との連携強化を図る。	町		環境整備課	
	災害発生時に農業資材等廃棄物が適切に処理されるようにするため、引き続き関係機関との連携体制の強化を図る。	町		農政課 水産商工観光課（なし）	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災ボランティア受入体制の構築】			
1	<防災ボランティア受入体制の構築> 防災ボランティアのスムーズな受入のため、県が主催する研修会等を通して受入れ体制の検討を進めている。		ボランティアの受入れに関する訓練等を実施したことがなく、関係機関との連携もされていないことから、今後情報共有は図り、受入れ体制の確立を目指す必要がある。
2	<防災ボランティアの育成> 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、県や県社会福祉協議会等と情報共有を図っている。		平時から様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。
【技術職員等の確保】			
3	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	受入時のスペース確保がなされていないため、発災時にスムーズな受入ができるよう、応援職員等の役割とスペース確保など、受入体制の構築が必要である。
【農林水産業の担い手の育成・確保】			
4	<農林水産業の担い手育成・確保> 安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		安定した食糧供給を維持するには、生産者の確保が重要である。復興に係る人材確保の観点からも、農業の担い手確保に加え、担い手の育成を積極的に取り組む必要がある。
5	(林業の担い手育成・確保) 森林の整備や木材を生産する担い手の育成確保や、雇用管理体制の改善、労働安全衛生対策への支援を検討している。		林業の機械化が進んでおり、専門的かつ高度な知識と技術が求められていることから、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、防災ボランティアセンターの開設、運営訓練を実施する。	町 町社会福祉協議会		総務課 福祉課	
○	県社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体やNPOの参画を得ながら、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。	県 町		総務課 福祉課	
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備・検討する。	町		総務課	
	基幹産業である農業の振興と持続的発展に向けて、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。	町		農政課	
	林業の機械化に対応した、専門的かつ高度な知識と技術を備えた林業技術者の確保に向けて、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進する。	県 町		農政課	

リスクシナリオ			
7 - 2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p>(水産業の担い手育成・確保)</p> <p>当町の安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。</p>		
【地域防災力の向上】			
7	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時に地域住民がもつコミュニティカを活用し、自助・共助による地域の被害を防止・軽減できるよう、自主防災組織の設立を促進し、地域の防災力強化を図っている。</p>	1-1 より 再掲	R 2. 4月時点で中泊町の組織活動カバー率は15.6%と県内ワースト3位で非常に低い数字となっているため、さらなる自主防災組織の設立を促進する必要がある。
8	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
9	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保のため、機能別団員制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	1-1 より 再掲	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【防災人材育成】			
10	<p><被害認定調査等の体制確保></p> <p>発災時に適切な被災者支援を行えるよう、平時からマニュアルの作成・更新を行っている。また、県協力のもと災害救助事務等の説明会に参加している。</p>		被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平時から体制構築を進めると共に、災害時には迅速かつ適切に実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、引き続き、水産業における課題を踏まえながら、担い手の育成・確保に取り組む。	県 町		水産商工観光課	
○	自助・共助の地域コミュニティの重要性を理解してもらうため、地域住民向けの研修会や講演会を実施する。	県 町	自主防災組織活動カバー率 R2.4時点 15.6%	総務課	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		総務課	○
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		総務課	
	発災時に迅速かつ適切な被災者支援を行えるよう、マニュアルを活用して職員向け説明会や研修会の開催を実施する。また県の説明会や研修会へも職員を参加させ、情報共有を行っていく。	県 市・町		総務課	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【応急仮設住宅の確保等】			
1	< 応急仮設住宅の迅速な供給 > 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため県マニュアルに則り、要望調査・建設用地の選定等の準備を図る。		災害発生時に、迅速に応急仮設住宅を供給するため、関係機関との連携が円滑に行われる必要がある。また、建設用地の見直し・確保を随時行う必要がある。
【地域コミュニティ力の強化】			
2	< 地域防災力の向上・コミュニティ再生 > 地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練や研修会の開催を進めている。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が必要である。
3	< 地域コミュニティ力の強化 > 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる町内会の基盤強化に取り組んでいる。		少子高齢化や人口減少が進んでおり、地域活動の担い手不足が大きな課題となっている。
4	< 農山漁村の活性化 > 「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。
5	< 地域コミュニティを牽引する人材の育成 > 地域コミュニティの維持と活性化のため、地域づくりに取り組む活動者としての資質を高める講座等への参加の呼びかけや、県と連携した人材育成とネットワーク化に取り組んでいる。		地域を支える人材として、多様な人材の関わりが必要であるため、ネットワークの形成・強化、地域を越えた人材交流の促進に取り組む必要がある。
6	< 消防団の充実 > 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1	消防団員が年々減少していることから、消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して整備マニュアルの手法について学ぶとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストアップについても今後検討する。	県 町		環境整備課	
	地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。	県 町		総務課	
	地域コミュニティの中心となる町内会の基盤強化・活性化のため、引き続き、コミュニティ活動推進事業(組織に対する助成金、集会施設の建設、維持管理の補助、町内会加入促進のためのPR活動)、集会施設修繕事業、住民自治推進事業に取り組む。	町		総務課 総合戦略課	
	あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住民の参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加の下で、自らは行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現する。	県 町	活動組織数 14組織	農政課	
	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域を支える多様な人材の育成とネットワーク化を図る。	町		総務課 総合戦略課	
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		総務課	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、以前多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
3	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、老朽化対策を実施する必要がある。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	2-1 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【代替交通・輸送手段の確保】			
5	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有の検討を図っている。	1-5 再掲	災害発生時に道路が通行困難となった場合に、円滑に代替交通手段が確保されるよう、町内事業者と情報共有を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、鉄道の運行確保や代替交通・輸送手段の確保を図るとともに、道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		環境整備課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		環境整備課	
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町	農道橋定期点検 N = 9 橋 林道橋定期点検 N = 6 橋	農政課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		環境整備課 農政課	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町		総務課	

五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画に関する主な事業（中泊町）

令和 3 年 1 月 10 日時点

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する 対応方針	該当する リスクシナリオ
1	住宅・建築物安全ストック形成事業	木造住宅耐震診断推進。 木造住宅耐震改修促進支援。	環境整備課	住宅の耐震化	1-1
2	住宅・建築物安全ストック形成事業	大規模建築物の耐震診断及び耐震改修。	環境整備課	大規模建築物の耐震化	1-1
3	公営住宅等整備事業	敷地造成、給水管布設、通路整備。 電線路整備、住宅建設。	環境整備課	公営住宅の耐震化・老朽化対策	1-1
4	保育所等整備事業	町内4認定こども園は、耐震対応の町建物を使用しているが、法人が所有する場合は、国事業等を活用して支援する。	福祉課	社会福祉施設等の耐震化	1-1,2-6
5	(仮称) 中泊町こども り小中学校建設事業	校舎部分の耐震に問題ある小泊中学校と、津波浸水区域に立地する小泊小学校を統合し、移転・建設する。	総務学務課	公立学校施設等の耐震化・老朽化対策	1-1
6	認定こども園整備事業	町内4認定こども園は、耐震対応の町建物を使用している。法人が所有する場合は、国事業等を活用して支援する。	福祉課	私立学校の耐震化	1-1
7	H30小泊中学校ブロック 塀撤去工事	小泊中学校プール周辺に、要件を満たさないブロック塀があったため、撤去した。	総務学務課	建築物等からの二次災害防止対策	1-1
8	・中里中学校武道館吊り天井撤去工事(H27) ・中里中学校ホール吊り天井撤去工事(R2)	中里中学校武道館及び校舎ホールの吊り天井について、落下可能性があるため撤去した。	総務学務課	学校施設等の非構造部材の耐震化	1-1
9	公共建築物改修工事	公共建築物の改修一式。	財政課ほか 各施設所管課	公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策	1-1,3-1
10	公共施設等維持管理改修事業	公共施設等総合管理計画に合わせて適正管理を行うほか、必要に応じて改修を検討する。	総務課	役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策	1-1,2-3,3-1
11	水産物供給基盤機能保全事業	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、当該施設の老朽化状況を調べる機能診断及び診断結果に基づく機能保全計画に基づく保全工事に係る連携を図る。	水産商工観光課	港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策	1-1,2-1,4-1,4-4
12	農村地域防災減災事業	農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災減災対策を実施する。	農政課	ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策	1-1,6-1
13	防災安全交付金 道路事業費補助	舗装補修。 融雪溝整備。 防雪柵整備・補修。 法面補修。	環境整備課	緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策	1-1,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1,4-2,4-4,5-1,5-4,7-4
14	防災安全交付金 道路事業費補助	道路橋梁点検。 町道 1 号線ほか橋梁補修。(81橋) 大型構造物補修。	環境整備課	緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策	1-1,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1,4-2,4-4,5-1,5-4,7-4

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する 対応方策	該当する リスクシナリオ
15	通作条件整備事業 農道修繕事業	農林道施設の点検診断調査を行い、保全計画を策定することにより、計画的に保全対策を実施して農林道施設の長寿命化を図る。	農政課	町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策	1-1,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1,4-2,4-4,5-1,5-4,7-4
16	(仮称) 空き家活用促進事業	空き家の解体促進や適性管理、利活用等を推進するため、実態調査、空き家等対策計画の策定、適正管理や利活用を促進する。	総務課 総合戦略課	空き家対策	1-1
17	消防機能強化事業 消防応援体制強化事業	消防施設や人材の強化を試み、地域の実情に即した適切な消防体制を整備。 また、消防の自治体や県を越えた応援・受援体制の整備。	総務課	消防力の強化	1-1,1-2,1-3,1-4,2-3,7-2
18	指定緊急避難場所設置事業 指定緊急避難場所確保事業 指定避難所設置事業 指定避難所確保事業	指定緊急避難場所、指定避難所の新たな施設設置、及び民間施設を活用した施設確保。	総務課	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	1-1,1-2,1-3,1-4
19	福祉避難所確保事業 福祉避難所更新事業	福祉避難所情報の更新を行う。	総務課 福祉課	福祉避難所の指定・協定締結	1-1,1-2,1-3,1-4
20	防災公共推進計画更新事業 避難訓練実施事業	計画内の危険個所の防災対策を実施していき、より実情にあった計画内容へ更新する。 計画更新を行うにあたり、地域の実情を確認するため、避難訓練を実施し、避難経路や避難場所が有効に機能するのか検証する。	総務課	防災公共の推進	1-1,1-2,1-3,1-4
21	避難確保計画作成推進事業 公立小中学校避難計画策定事務	災害危険箇所立地の要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成を推進する。	総務課 福祉課 総務学務課	福祉施設・学校施設等の安全対策	1-1,1-2,1-3,1-4
22	避難行動要支援者名簿更新事業	避難行動要支援者名簿の作成・更新に係る一元管理体制の構築。	総務課 福祉課 町民課	避難行動要支援者名簿の作成	1-1,1-2,1-3,1-4
23	自主防災組織結成推進事業	自主防災組織の結成を推進していく。	総務課	自主防災組織の設立・活性化支援	1-1,1-2,1-4,2-3,7-2
24	防災意識普及啓発事業 防災知識広報事業	地域住民向けの研修会や講演会の実施と広報等の普及啓発活動を行う。 また、県との連携として県事業の活用等も検討していく。	総務課 小泊支所	防災意識の啓発	1-1,1-2,1-3,1-6,2-3
25	防災訓練事業 防災訓練推進事業 防災演習事業	防災訓練の実施や各地区での避難訓練等の支援、演習形式での訓練・研修を実施していく。	総務課	防災訓練の推進	1-1,1-2,2-3
26	地区防災計画策定推進・支援事業	各地区で地区防災計画を策定するよう、普及啓発を行うほか、策定手順を簡略化し支援していく。	総務課	地区防災計画策定の推進	1-1,1-2,1-3,1-6,2-3

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する 対応方策	該当する リスクシナリオ
27	津波ハザードマップ及び津波避難計画更新事業	青森県海岸津波対策検討会が公表・更新した津波浸水想定区域に基づき、既存のマップや計画を更新する。	総務課	津波ハザードマップ及び津波避難計画の改訂	1-2
28	防災安全交付金	河道掘削。	環境整備課	河川改修等の治水対策	1-3
29	防災安全交付金	調整池整備・排水路改修。	環境整備課	内水危険箇所の被害防止対策	1-3
30	農村地域防災減災事業	農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災減災対策を実施する。	農政課	ため池・調整池の防災対策	1-3,1-4,6-1
31	ハザードマップ作成・更新事業	国・県の指定・公表に合わせてハザードマップの作成及び更新を進める。	総務課	洪水ハザードマップの作成	1-3
32	内水ハザードマップ作成事業	内水ハザードマップの作成及び公表を進める。	総務課	内水ハザードマップの作成	1-3
33	避難勧告等発令体制整備事業	避難勧告発令の体制を整備し、タイムラインの作成・更新を行い、適切な情報伝達体制を構築する。	総務課	避難勧告等発令体制の整備	1-3
34	避難警報発令基準更新事業	避難警報発令基準の更新を行う。	総務課	避難勧告等の発令基準の見直し	1-3
35	情報伝達手段多様化事業	多様な伝達手段の確保を図る。	総務課	住民等への情報伝達手段の多様化	1-3,1-6
36	県防災情報ネットワーク管理事業 情報伝達手段連携事業	県・自治体・防災関係機関と独自のネットワークを補修しているため、操作の習熟に努めるとともに、電力事業者等が保有する独自通信網を活用した情報連絡体制を今後も続けていく。	総務課	県・市・町・防災関係機関における情報伝達	1-3,1-6,3-1,3-3
37	水防災意識社会再構築ビジョン	協議会を設立し、流域沿岸市町村や関係機関が連携していく。	総務課	水防災意識社会再構築ビジョンの取組	1-3
38	土砂災害ハザードマップ更新事業	土砂災害ハザードマップを更新し、公表等により住民周知を図る。	総務課 環境整備課	土砂災害ハザードマップの作成・公表	1-4
39	土砂警戒態勢整備事業	土砂災害に対する警戒態勢の構築と住民への情報伝達の整備。	総務課	避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供	1-4
40	十和田火山警戒避難体制整備事業	十和田火山に対応するための体制整備を行う。	総務課	十和田の警戒避難体制の整備	1-4
41	Wi-Fi環境整備事業	災害対応や被災者に対して情報発信や情報共有できるようにWi-Fi環境を整備する。	総務課	情報通信利用環境の強化	1-4,1-5,1-6,2-2
42	土砂災害意識啓発事業	土砂災害の危険性を常に意識してもらうよう啓発活動を実施する。	総務課	土砂災害に対する防災意識の啓発	1-4
43	火山防災意識啓発事業	火山防災を常に意識してもらうよう啓発活動を実施する。	総務課	火山に対する防災意識の啓発	1-4
44	防災安全交付金	融雪溝整備。 防雪柵整備・補修。	環境整備課	防雪施設の整備	1-5

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する 対応方策	該当する リスクシナリオ
45	防災安全交付金	除雪機械整備・更新。	環境整備課	除排雪体制の強化	1-5
46	冬季防災意識啓発事業	冬季の防災について啓発活動を行う。	総務課	冬季の防災意識の啓発	1-5
47	要配慮者避難行動支援事業	要配慮者の避難行動を各時にするため、多様な情報伝達手段や自主防災組織等の活用を検討する。	総務課	障害者等に対する避難情報伝達	1-6
48	Wi-Fi環境整備事業	災害対応や被災者に対して情報発信や情報共有できるようにWi-Fi環境を整備する。	総務課	外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化	1-6,2-5,2-6
49	防災情報啓発事業	多様な防災情報入手手段を検討していく。	総務課	防災情報の入手に関する普及啓発	1-6
50	防災教育推進事業 避難訓練（災害別訓練）	教職員や児童生徒達に防災を理解してもらい、知識を高めてもらう。	総務課 総務学務課	防災教育の推進	1-6
51	避難訓練（災害別訓練）	学校立地地域で想定される災害に合わせた避難訓練を実施する。	総務学務課	学校防災体制の確立	1-6
52	非常物資確保・備蓄事業	協定や備蓄により災害物資の確保を図る。	総務課	非常物資の備蓄	2-1,2-5
53	災害時物流インフラ確保事業	災害時の救援物資等の円滑な輸送を確保するための強化を図る。	総務課	災害発生時の物流インフラの確保	2-1
54	石油燃料供給確保事業	石油商業組合等の関係機関との体制構築と訓練の実施を図る。	総務課	石油燃料供給の確保	2-1,2-4,4-2, 5-1
55	避難所等燃料供給確保事業	災害時に避難所等へ燃料供給出来るよう体制構築を図る。	総務課	避難所等への燃料供給の確保	2-1,5-1
56	災害時水確保事業	発災時に避難所等へ水を供給できるよう、水道事業者と応急給水体制を整えるとともに、水の確保を図る。	総務課 上下水道課	避難所における水等の確保	2-1
57	災害応援受援体制構築事業	災害発生時の応援職員等の受入体制構築を図る。	総務課	災害応援の受入体制の構築	2-1,2-3,2-5, 3-1,7-2
58	救援物資等受援体制構築事業	救援・支援・義援物資とうの具体的な受援体制の構築を図る。	総務課	救援物資等の受援体制の構築	2-1,2-3,2-5
59	難病疾患患者の医療支援事業	難病指定を受けている住民に対し、災害に対する準備等を周知・助言を図る。	町民課	要配慮者（難病疾患等）への医療的支援	2-1
60	災害用医薬品等確保計画事業	災害時の医薬品確保に向けて関係機関と協定や連携を図っていく。	総務課 町民課	災害用医薬品等の確保	2-1
61	農地中間管理事業 （農地中間管理機構委託事業）	農地の「出し手」と「受け手」とのマッチングを行い、農地中間管理事業による農地貸借を行うもの。	農政課	食料生産体制の強化	2-1,4-5
62	集落孤立防止対策事業	孤立集落を作らないよう、ハード・ソフト一体となった県独自の「防災公共」を推進していく。	総務課	集落の孤立防止対策	2-2
63	孤立集落支援体制事業	発災時に孤立集落へ支援できる体制の構築を図る。	総務課	孤立集落発生時の支援体制の確保	2-2

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する対応方針	該当するリスクシナリオ
64	災害対策本部機能強化事業	災害対策本部が災害時に円滑に運営できるよう、体制構築を図る。	総務課	災害対策本部機能の強化	2-3,3-1
65	災害時医療従事者確保・連携事業	災害時の医療従事者を確保するため、県や他県からの派遣を受け入れできる体制を構築する。	総務課	医療従事者確保に係る連携体制	2-3,2-6
66	総合防災訓練実施事業	消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加の下、複合災害を視野に入れた防災訓練の実施を図る。	総務課	総合防災訓練の実施	2-3,3-1,3-2
67	図上訓練実施事業	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう図上訓練を実施する。	総務課	図上訓練の実施	2-3,3-1
68	緊急車両等燃料供給確保事業	災害時の緊急車両に係る燃料の確保を図る。	総務課	緊急車両等への燃料供給の確保	2-4
69	医療施設燃料等確保事業	災害時に防災拠点となる医療施設の燃料確保を促進していく。	総務課	医療施設の燃料等確保	2-4
70	燃料交換	航空燃料の劣化を防ぐため年3回燃料交換を行っている。		防災ヘリコプターの燃料確保	2-4
71	広域避難強化推進事業	災害発生時に町内避難所だけでは不足する恐れがあるため、県と連携しながら、周辺自治体と協力し、広域避難の検討推進を図る。	総務課	観光客等に対する広域避難の強化	2-5
72	災害医療連携事業	災害時に適切な医療行為を確保するため、各病院や保健機関と連携し、体制を構築する。	総務課	災害時医療の連携体制	2-6
73	避難所外避難者対策事業	避難所以外へ避難した住民の把握や健康管理を行うため、統一様式の採用や県との連携を通じて体制構築を図る。	総務課 町民課	避難所外避難者の対策	2-6
74	避難所生活対策事業	長期避難所生活における被災者の健康管理等を行える体制構築を図る。	総務課 町民課	長期間にわたる避難生活対策	2-6
75	要配慮者支援事業	福祉支援チームの取入れと受入れ体制の構築を図る。	総務課 福祉課 町民課	要配慮者等への支援	2-6
76	避難所における男女共同参画運営事業	避難所生活での女性の不安解消や女性目線の気配りのある避難所運営を展開できるように女性の避難所運営を推進する。	総務課 総合戦略課	男女のニーズの違いに配慮した支援	2-6
77	地域自殺対策強化事業	地域自殺対策強化事業計画。	町民課	心のケア体制の確保	2-6
78	青森県スクールカウンセラー派遣事業	町内小・中学校全校にスクールカウンセラーを派遣する。	総務学務課	児童生徒の心のサポート	2-6
79	狂犬病予防事業	犬の登録及び狂犬病予防注射にかんする管理。	環境整備課	動物救護対策	2-6
80	避難所衛生環境維持管理事業	避難所生活における生活必需品等を確実に確保できる体制構築を図る。	総務課	避難所における衛生環境の維持	2-7
81	避難所感染症対策事業	避難所での感染症対策の体制構築を図る。	総務課	避難所における新型コロナウイルス対策	2-7

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する 対応方策	該当する リスクシナリオ
82	避難所等感染症対策意識向上推進事業	避難所での感染症対策に係る知識や意識の向上を図り、避難所運営体制の構築を図る。	総務課	感染症への意識向上及び対応策の整備	2-7
83	予防接種事業	予防接種法に基づく市民を対象とした予防接種。	町民課	予防接種の促進	2-7
84	代替庁舎確保事業 災害対策本部機能移転事業	大規模災害により本庁舎が使用不能となった場合に備え、大害庁舎の確保や災害対策本部機能の移転訓練を図る。	総務課	代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練	3-1
85	防災拠点施設非常用電源整備事業	防災拠点施設となりえる施設の非常用電源の確保を図る。	総務課	行政施設の非常用電源の整備	3-1,3-2
86	業務継続計画更新事業	発災から徐々に行政機能を回復させていくために業務継続計画を実働にあった内容へ修正・更新していく。	総務課	業務継続計画の策定	3-1
87	広域連携体制強化事業	県及び県内市町村との広域連携体制の強化を図る。	総務課	広域連携体制の構築	3-1
88	通信機器災害予防対策事業	災害時でも通信機器の維持・使用できるよう強化を進めていく。	総務課	電気通信事業者・放送事業者の災害対策	3-3
89	災害時エネルギー確保対策事業	災害によるエネルギー供給施設の被害防止を図る。	総務課	エネルギー供給事業者の災害対策	3-2,4-2,5-1
90	災害時物流機能確保事業	災害時の物流機能を確保し、円滑な支援助物資の搬入を図る。	総務課	災害発生時の物流機能の確保	4-1
91	避難所トイレ機能確保事業	災害時にトイレ機能を確保できる体制構築を図る。	総務課	避難所等におけるトイレ機能の確保	5-3
92	合併処理浄化槽設置整備事業	設置費に対する補助金交付。	環境整備課	合併処理浄化槽への転換の促進	5-3
93	公共交通安定供給対策事業	災害時でも公共交通機関が一早く復旧できる体制構築を図る。	総務課	災害時における公共交通の安定供給の確保	5-4
94	有害物質流出・拡散防止対策事業	有害物質が大規模に流出した際に、早期収束をはかるため、関係機関と連携を図る。	総務課	有害物質の大規模流出・拡散対応	6-2
95	ほ場整備事業	農地の区画を整形、道水路の整備等生産性の高い農地に作り変える。	農政課	農地の生産基盤の整備推進	6-3
96	県産農林水産物放射性物質モニタリング調査	県がモニタリング調査を行い、基準値を超過する放射性セシウムが検出された場合、関係機関へ情報提供される。	農政課	正確な情報発信による風評被害の防止	6-4
97	県産農林水産物放射性物質モニタリング調査	県がモニタリング調査を行い、基準値を超過する放射性セシウムが検出された場合、関係機関へ情報提供される。	農政課 水産商工観光課	風評被害の軽減対策	6-4
98	防災ボランティア受入体制構築事業	災害時のボランティア受入体制の構築を図る。	総務課 福祉課	防災ボランティア受入体制の構築	7-2
99	防災ボランティア育成事業	被災地の多様なニーズにあったボランティア活動ができるよう、防災ボランティアの育成を図る。	総務課 福祉課	防災ボランティアの育成	7-2

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する 対応方策	該当する リスクシナリオ
100	地域防災力向上事業 地域コミュニティ再生 事業	地域のコミュニティカを活用し、地域の防災力向上を図る。	総務課	地域防災力の向上・コミュニティ再生	7-3
101	地域コミュニティ強化 事業	地域のコミュニティカを強化し、町内会の基盤強化を図る。	総務課 総合戦略課	地域コミュニティカの強化	7-3
102	多面的機能支払交付金 事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動に係る支援を行う。	農政課	農山漁村の活性化	7-3
103	地域コミュニティリーダー 育成事業	地域コミュニティをけん引する人材育成を図る。	総務課 総合戦略課	地域コミュニティを牽引する人材の育成	7-3

五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画

附属資料

令和3年3月

中泊町 総務課消防防災係

〒037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209 番地

TEL : 0173-57-2111 FAX : 0173-57-3849
